

平成28年第6回朝日町議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月13日（火曜日）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

- 第 1 一般質問
第 2 議案第67号から議案第78号まで
（委員会付託）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 議案第67号から議案第78号まで
（委員会付託）
-

出席議員（9人）

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 清 水 眞 人 君 |
| 2 番 | 荒 尾 勇 二 君 |
| 3 番 | 道 用 昭 雄 君 |
| 4 番 | 小 川 慶 二 君 |
| 5 番 | 大 井 光 男 君 |
| 6 番 | 西 岡 良 則 君 |
| 7 番 | 加 藤 好 進 君 |
| 8 番 | 長 崎 智 子 君 |
| 10 番 | 大 森 憲 平 君 |
-

欠席議員（1人）

- | | |
|-----|-----------|
| 9 番 | 水 野 仁 士 君 |
|-----|-----------|
-

説明のため出席した者

町 長 笹 原 靖 直 君

副町長	山崎富士夫君
教育長	永井孝之君
総務政策課長	大村浩君
企画振興課長	米田淳君
財務課長	谷口保則君
商工観光課長	住吉雅人君
住民・子ども課長	清水明夫君
健康課長	中島優一君
農林水産課長	坂口弘文君
建設課長	竹谷俊範君
会計管理者	寺崎昭彦君
あさひ総合病院事務部長	道用慎一君
朝日消防署長	谷口優君
教育委員会事務局長	小杉嘉博君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宇田速雄
係長	濱田真由美

(午前10時00分)

◇開議の宣告

○議長（西岡良則君） ただいまの出席議員数は9人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◇日程の報告

○議長（西岡良則君） 本日の日程は、昨日に引き続き町政に対する一般質問及び上程案件の委員会付託であります。

◇町政一般に対する質問

○議長（西岡良則君） 昨日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

質問はお手元に配付してあります文書表の順で行います。

なお、ご承知のことではありますが、最初の質問及び答弁は登壇して行い、再質問及び再質問に対する答弁は自席でお願いいたします。

最初に、大森憲平君。

〔10番 大森憲平君 登壇〕

○10番（大森憲平君） 皆さん、おはようございます。議席番号10番の大森でございます。

今ほど議長が言われたように、本日は自治振興会の皆様方には早朝から議会を傍聴していただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから議会に傾注していただきまして、心より感謝申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、平成28年第6回朝日町議会定例会におきまして、ただいま議長のお許しを得まして、さきに通告してあります3件・9要旨について質問させていただきます。

1 件目のあさひ総合病院についてでございます。

あさひ総合病院には、朝日町及び近辺の町内外からの患者の診療及び救急患者の受け入れに対応していただいておりますことに対し、まことにありがとうございます。また、健全な病院経営をお願いいたしまして質問いたします。

要旨(1)の看護学生修学資金貸与条例についてお伺いをいたします。

今議会で朝日町看護学生修学資金貸与条例一部改正が提案されました。修学資金の貸与月額を改正前の5万円から10万円に増額するとともに、返還の免除期間を5年間、看護職員とするを3年間に短縮することとでございます。

この条例改正されます金額と期間の根拠は、どのようにして出された数字なのか。この条例の改正で看護師の確保ができるのか、お尋ねをいたします。また、県内の各病院での状況はどのようになっているのかわかればお聞かせください。

要旨(2)の病院内保育についてお伺いします。

現在の保育状況はどのようになっているのかお伺いします。1日の保育人数や保育時間と何歳児なのか。また、現在何か問題点がないのか。もしあればお聞かせください。

要旨(3)の医療・福祉従事者用アパートの利用状況についてお伺いいたします。

医療・福祉従事者用アパートの現在の利用状況はどのようになっているのか。また、医師以外の人で、技師、看護師、その他の関係者も入ることができるのかお伺いをいたします。

【答弁：あさひ総合病院事務局長】

.....

次に、2件目の朝日町再生会議の提言書についてお尋ねをいたします。

朝日町再生会議の委員の皆様方には、これからの朝日町を、住みたい町、住んでよかった町としていただくためにいろいろと協議されておられますことに対し、心より敬意と感謝をいたします。これからも朝日町のまちづくりのために、よろしく願いいたします。

要旨(1)、朝日町再生会議から先月、町長に提言書が出されましたが、受けとめ方についてお伺いいたします。

町長はこの提言書をどのように受けとめておられ、どのように取り入れていかれるのか、お伺いをいたします。

要旨(2)の提言書の取り入れの順番についてですが、たくさんの方から多くの提言がなされていますが、どのような順番で取り上げていかれるのか。その過程においていろいろな問題点が出てくるとは思いますが、そのときの対処はどのようにされていかれるのか、お伺いをいたします。

要旨(3)の第5次朝日町総合計画と朝日町再生会議との関連についてですが、朝日町再生会議の提言書とダブるところがたくさん出てきていると思いますが、これらをどのように対処・協議されていかれるのか、お伺いをいたします。

【答弁：企画振興課長】

.....

次に、3件目の特定健診及びがん検診の状況についてお伺いをいたします。

ここ数年、特定健診やがん検診などで早期に病気の発見をされ、早期治療をされ元気になられた方がたくさんおられます。

朝日町でもいろいろな検診を行っておられると思いますが、受診率がなかなか上がらないのが現状のような気がいたします。受診率をアップさせるためにいろいろなことをされていることに敬意を表しまして、お伺いをいたします。

要旨(1)、検診の受診状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

各検診の受診状況はここ数年どのようになっているのか、がん検診も含めお伺いをいたします。

要旨(2)の各検診の受診率アップの取り組み状況についてですが、どのような取り組みをされておられるのか。その取り組み方に問題点等があるのか、お伺いをいたします。

要旨(3)、検診等でのがん等の発見状況はどのようになっているのかもお尋ねをいたします。

【答弁：健康課長】

以上もちまして、私の質問を終わらせていただきます。わかりやすい答弁をお願いいたします。

.....

○議長（西岡良則君） ただいまの大森憲平君の質問に対する答弁を求めます。

最初に、件名1、あさひ総合病院についてを、道用あさひ総合病院事務部長。

〔あさひ総合病院事務部長 道用慎一君 登壇〕

○あさひ総合病院事務部長（道用慎一君） それでは、大森憲平議員の件名1、あさひ総合病院について、要旨(1)、看護学生修学資金貸与条例について、要旨(2)、院内保育について、要旨(3)、医療・福祉従事者用アパートの利用状況についてお答えいたします。

朝日町看護学生修学資金貸与条例につきましては、将来あさひ総合病院において看護師として業務に従事しようとする看護学生に対し、修学資金を貸与することにより修学を容易にし、当病院の看護職員を確保する目的で、平成23年4月より施行したところであります。その後、平成27年4月より貸与対象者の住所要件を撤廃し、利用拡大を図ってまいりました。

しかしながら、これまでの貸与者は3名で、うち2名は諸事情により返還され、当病院での勤務に至った貸与者は1名にとどまっている状況にあります。

病院運営において、医師とともに看護師確保は最重要かつ喫緊の課題であります。平成28年12月現在、看護師の正職員は77人おりますが、その年齢構成を見ますと、50歳代が23人（約30％）に対し、20歳代が6人（約8％）と、均衡ある年代構成となっていない現状があります。

このような状況から、これまで以上に修学資金の利用を促進し看護職員を確保するため、今議会定例会におきまして、同条例の一部改正を上程しているところであります。

改正内容につきましては、1つ目、修学資金の貸与月額を現行5万円から10万円に引き上げる。2つ目、返還の免除期間について、あさひ総合病院に引き続き業務に従事する期間を5年間から3年間に短縮するというものであります。

ご質問の、県内の他病院の状況につきましては、同様の制度がある5市町の中でも南砺市や射水市の貸与月額5万円が最高額であり、今回の月額10万円は、県内においては最も高額になるものと思っております。

また、この貸与額の根拠につきましては、県内の主な看護師養成機関の年間の授業料や実習費、施設管理費、教科書代等の合計金額を参考にして貸与額を算出したところであります。

今議会でのこの条例の一部改正をご承認いただければ、看護師養成機関や近隣の高等学校を改めて訪問し、制度拡充についての情報提供を初め、広報あさひや病院のホームページ等で広く情報発信するほか、就職ガイダンスなどあらゆる機会を通じてPRに努め、一人でも多くの看護職員の確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、要旨(2)の院内保育についてお答えいたします。

現在、医師・看護師確保や子育てしやすい職場環境整備の一環として、平成28年8月より病院公舎新館の一室を利用して院内保育所を開設しております。開設時間は、平日の火曜日と木曜日の2日間は午後4時から翌日の午前10時まで、土・日・祝祭日、年末年始は午前8時から午後6時としており、利用対象者は生後6カ月から未就学児までとし、1日の受け入れ定員は8名であります。

ご質問の利用状況につきましては、8月から11月までの4カ月間の利用者数は延べ51人となっております。利用している看護師からは、院内保育所ができて大変助かっているとの声が寄せられているところであります。

現在何か問題点がないのかのご質問であります。医師・看護師の確保や働きやすい環境整備のための院内保育所の設置であり、そのPRと情報発信が課題と考えております。

これまで以上に院内保育所や町の病児・病後児保育室が病院公舎にあることも含め、働きやすい職場環境のPRに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、要旨(3)の医療・福祉従事者用アパートの利用状況についてお答えいたします。

当町においては、医療・福祉サービスの需要が年々増嵩し、多様化している中、医療・福祉業務従事者の確保に向けた、定住促進の一環としての住宅環境の整備が急務となっております。

このため、町有地を低廉な価格で貸し付けする朝日町民間賃貸住宅建設促進事業を活用し、本年6月、あさひ総合病院東側町有地に医療・福祉従事者用アパート、通称「オーシャンビュー」を町内の民間業者に建築していただきました。

現在の入居状況といたしましては、全10室のうち、あさひ総合病院職員で6室、社会福祉法人有磯会及び朝日町社会福祉協議会の職員が各1室と計8室に契約・入居されており、現在2室が空室となっているところであります。

当院職員が入居する6室については、医師に限らず、看護師や技師を初め、当院の職員であれば入居が可能となっております。

ご質問の、不足した際の対策につきましては、今後の職員採用の動向を見きわめて対応していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域医療の継続的な提供には、医師・看護師を初めとした職員の人材確保が最大の要件であることから、今後とも病院職員を取り巻く環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

[【質問：件名 1 に戻る】](#)

.....

○議長（西岡良則君） 次に、件名2、朝日町再生会議の提言書についてを、米田企画振興課長。

〔企画振興課長 米田 淳君 登壇〕

○企画振興課長（米田 淳君） おはようございます。

私のほうからは、件名2、朝日町再生会議の提言書について、要旨(1)、提言書の受けとめ方について、要旨(2)、取り入れの順番について、要旨(3)、第5次朝日町総合計画との関連についてお答えいたします。

今議会における提案理由でもご報告いたしました。去る11月22日に、第24回となる朝日町再生会議を開催し、再生会議から町に対して提言書をいただきました。

再生会議では、昨年10月の提言後、その内容をさらに発展・深化させるため、「子育て・教育」「観光振興」「産業振興」「定住・交流」の4つの分野を設定し、各分野に沿った班を編成した上で、熱心に議論が重ねられました。そして、「出前授業プロジェクト」や「情報発信・プロモーションの強化、受け入れ態勢の整備、着地型観光の推進」「朝日町型セントラルキッチン事業」「あさひ いいね！いいね！プロジェクト」「朝日町空き家再生構想」など、4班から8件の施策・事業提言をいただきました。

これらの提言事業は、いずれも重みのあるものであると受けとめております。何よりも平成28年度は再生会議からの提言だけにとどまることなく、「出前授業プロジェクト」の事業実施に至ったものや提言事業の実現に向けて本格的に動き出したものもあることから、再生会議委員や会議に携わった方々の熱意を感じているところであります。

ご質問の、提言内容における取り入れの順番及び問題の対処方法についてであります。町においても、いただいた提言は、その内容や問題点、実施に向けてクリアすべき課題などを精査し、その上で実施可能なものから今後の施策・事業として取り組むとともに、必要に応じて平成29年度当初予算に反映させてまいりたいと考えております。

また、第5次朝日町総合計画との関連であります。現行の総合計画は、昨年いただきました提言も踏まえて策定したところであります。

さらに、今回いただいた提言は、昨年の提言と比較して、より具体的なものとなっております。総合計画における主要施策との関連を見ても、「出前授業プロジェクト」は「ふるさと教育の推進」に、「朝日町型セントラルキッチン事業」は「6次産業化と農商工等連携の推進」に、「朝日町空き家再生構想」は「空き家利活用の促進」になどと、総合計画の内容を踏まえたものとなっております。

今後の事業実施に当たっては、平成29年度当初予算のみならず、総合計画の実施計画におきましても協議・検証を行い、事業の方向性やあり方について見きわめていきたいと考えております。

なお、朝日町再生会議は、平成29年度におきましても、新たな委員を募集して継続していく予定であります。

[【質問：件名2に戻る】](#)

.....

○議長（西岡良則君） 次に、件名3、特定健診及びがん検診の状況についてを、中島健康課長。

〔健康課長 中島優一君 登壇〕

○健康課長（中島優一君） それでは、私のほうからは、件名3、特定健診及びがん検診の状況について、要旨(1)、各検診の受診状況について、要旨(2)、受診率アップの取り組みについて、要旨(3)、がんの発見状況についてお答えいたします。

町民の皆様が生涯を通じて心身ともに健やかで安らぎのある生活を送ることは、まちづくりの基本であります。このことから、生活習慣病の早期発見・早期治療及び重症化予防を目的とした特定健康診査——特定健診とありますが——や後期高齢者健康診査、また、がんの早期発見・早期治療を目的とした種々のがん検診を実施しているところであります。

40歳から74歳を対象としている特定健診は各医療保険者に実施が義務づけられていることから、朝日町では国民健康保険加入者を対象として実施しております。

受診状況であります。特定健診の制度が開始された平成20年度は受診率43.1%で、年々増加し、平成27年度は55.9%と、国・県平均より高い状況となっております。一方、年代別では若い年代ほど受診率が低く、性別では女性より男性の受診率が低い傾向にあります。

また、75歳以上を対象として実施している後期高齢者健康診査の受診率は、初年度である平成20年度の27.2%から徐々に増加し、平成27年度は35.7%となっております。この年代では既に疾患を治療中の方が多いため、特定健診と比べて受診率が低いものと思われま

す。定期的に健康診断を受け自分自身の健康状態を知り、生活習慣を見直すことは、単に生活習慣病の予防のみでなく、将来の介護予防にもつながるものであり、さらなる健康診査の受診率向上を図る必要があると考えております。

受診率向上の取り組みといたしましては、対象者への受診券の個別通知のほか、広報あさひ、ケーブルテレビ、ホームページを活用した受診の周知を行っております。また、受診しやすい体制づくりとして、平成25年度からは特定健診の個人負担金を無料とし、65歳以上の方については、医療機関に受診中の方が多いために鑑み、集団健診と医療機関健診の選択制とし、未受診者に対しては、再度個別通知を実施するとともに、集団健診における夜間健診も実施しているところであります。

このほか、健診内容の充実を図るため、基本項目以外に腎機能検査として血清クレアチニン検査を昨年度より追加実施しております。

一方、若いころから自分の健康状態を知り生活習慣改善のきっかけにさせていただくことを

目的に、職場等で受診機会のない39歳以下の方を対象とした健診も実施しているところであり、一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、がん検診についてですが、朝日町では、勤め先でがん検診を受ける機会のない40歳以上を対象とした胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診、20歳以上を対象とした子宮がん検診、30歳以上を対象とした乳がん検診、50歳以上を対象とした前立腺がん検診、合わせて6種類のがん検診を実施しております。

受診率につきましては、平成27年度で、肺がん52.8%、胃がん19.5%、大腸がん20.1%、子宮がん29.7%、乳がん32.4%、前立腺がん17.8%となっております。

肺がん検診につきましては、平成23年度以降は60%を切っている状況ではありますが、国・県平均よりも高い受診率を維持しております。

肺がん以外のがん検診につきましては、国が示す目標値の50%には達していないものの、年々増加傾向にあり、特に胃がん検診については、平成24年度からの胃カメラ検診の導入により、平成23年度の10.0%から大幅に増加してきております。

がん検診の受診率向上の取り組みとしましては、特定健診と同様、受診券の個別通知や、広報あさひ、ケーブルテレビ、ホームページ、町内回覧板等を活用した検診の周知のほか、ヘルスポランティア協議会と連携した受診啓発等を行っているところであります。

このほか、胃がん対策といたしましては、平成25年度より、胃がんの原因とされるピロリ菌感染と萎縮性胃炎の有無を検査し、胃がんの発症リスクを判定する胃がんリスク判定検査を実施しているところであります。

今後は、より受診しやすい体制を整えるため、特定健診と種々のがん検診を同時に実施する総合健診の導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、検診によるがんの発見状況であります。平成27年度においては、肺がん検診で4名、胃がん検診で4名、大腸がん検診で3名、乳がん検診で3名、前立腺がん検診で3名の方が発見され、治療につながっております。

健診は、自分自身の健康状態を知る上で欠かせないものであり、健康づくりのスタートとして積極的な受診につながるよう、今後とも健診受診率向上対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

【質問：件名3に戻る】

.....

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

○10番（大森憲平君） 今ほどの答弁、ありがとうございました。

少し再質問したいところもございますので、よろしくお願いいたします。

最初に、1件目の病院の件でございますが、院内保育で昼は朝日町の保育所で見ることができないのか。病院から各近い保育所とか何とかでやれば、幾らか助かるんでないかと思えますが、どんなものでしょうか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

道用あさひ総合病院事務部長。

○あさひ総合病院事務部長（道用慎一君） 今現在、院内保育を利用しておられる方というのは、当然日中は一般の保育所を利用した上での、これは話でありまして、院内保育は夜と土日にやっておりますので、平日は一般の保育所のほうへ通っておられます。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

○10番（大森憲平君） 先ほどの答弁で、2人ほど昼の部がおると言われたんですが、それはどのような、要するに、院内の保育でやっておられるわけでしょう、昼も。それは、昼はやっておられんがですか。

それと、この条例の件でございますが、今朝日町が一番貸与金額が10万で高いと言われてますが、これに合って、各病院もそうならいけば、結局は病院間での競争になっていくような気がいたします。

要するに、看護学生が少ないからこのような現象を起こしておるので、県外から看護学生を呼ぶことができないのか、そういうことを考えたことがあるのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

道用あさひ総合病院事務部長。

○あさひ総合病院事務部長（道用慎一君） もちろん、県内に限らず、県外の学校のほうにもこの旨、条例改正した旨の通知は、また看護学校回りをしたりして配布をします。その上で中部地区の看護学校に対しても、改正内容をまた配布する予定にしております。

○議長（西岡良則君） もう一点、火曜日と木曜日の2日間、何時からやっておられるか。

○あさひ総合病院事務部長（道用慎一君） そうでしたら、先ほどの、戻りますけれども、

院内保育につきましては、火曜日と木曜日は、一般の保育所が終わった後の4時から翌日の朝10時までということにしておりますので、一般の保育所が終わった後、夜間だけ受け入れるという意味合いでございます。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

○10番（大森憲平君） ちょっとあっちこっち飛んですみません。

それでは、病院の件でございますが、やめていかれた人が、看護学生が3人いて、2人やめていかれたということですね。これは、何かやめていかれる原因があるのか。よその貸与金額が高かったからやめていかれるのか、それとも何か問題があったのか、ちょっと、わかればお聞かせください。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

道用あさひ総合病院事務部長。

○あさひ総合病院事務部長（道用慎一君） お二人やめていっておられますが、お一人の方は、はっきり言いまして、看護師の国家資格に受からなかったということでやめられました。もう一人の方は、富山のほうでご結婚なさるということで、結局こちらに勤められないということでの返還ということになりました。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

○10番（大森憲平君） これからも、来ていただいても長続きしない。やっぱり長く続いていただかなければ意味がないので、やめていく原因とかそういうのをもうちょっと詳しく、よその病院とか何とかを調べて対処していただきたいと。これは要望にしておきます。

それと、先ほどお聞きしました病院のアパートでございますが、空き室が2つありますね。それは、あいておる期間は、今までの朝日町がやったアパートと同じく、入らなければ30%やら、それをつくったところへ今でも払っておられるのかどうなのか、ちょっとお聞きします。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

竹谷建設課長。

○建設課長（竹谷俊範君） 今ほどの質問の空き室補助の件になりますけれども、今回建設されたアパートにつきましても同様の形で、空き室があって3カ月間経過してから家賃の2分の1を補助するという形で考えております。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

○10番（大森憲平君） 先ほど入れる関係者も言われたと思いますが、埋まらなければ一般の人が入ることができるのかどうなのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

竹谷建設課長。

○建設課長（竹谷俊範君） 今のこのアパートの建設につきましては、医療福祉関係者という形で作っておるところでございます。建設された方との話の中では、当面の間、そういった方々を最優先という形でお話しさせていただいておるところではあります。一般の方の応募等があれば、また町のほうにもお聞かせ願いたいというようなお話をさせていただいておるところであります。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

○10番（大森憲平君） また、よろしくお伺いいたします。

それと、ちょっと事前に言っていなかったと思いますが、ちょっと関連がありますが、古い医師アパートがありますね。あれをあのまま、空き室のまま、今使っているのは病児・病後児保育だけと。あと、医師がおられるのかどうか等はわかりませんが、これからどのように考えていかれるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

道用あさひ総合病院事務部長。

○あさひ総合病院事務部長（道用慎一君） 旧の医師公舎につきましては、今現在、2世帯入っておられます、お医者さんが。平成29年度に1戸建ての医師公舎の建設を予定しておりますので、1戸建ての医師公舎ができましたならば、一応今の、旧に入っておられる2世帯のお医者さんにはそこへ移っていただくつもりではおりますが、あとは病児・病後児もあるものですから、そこは町のほうと今後については相談して決めていくことになるかと思っております。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

○10番（大森憲平君） ありがとうございます。

それでは、2件目に再生会議の提言書についてお伺いいたします。

町長にお伺いします。

この受け入れ、今後はたくさんあると思いますが、どのような基準でこれから町に取り入れていかれるのか、ちょっとお伺いいたします。

第5次計画も絡んでくると思いますので、その点、このようにしていきたいとか、あるいはこれを重点的にしたいとか、もしあればお聞かせください。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

笹原町長。

○町長（笹原靖直君） 担当課からも今話が出たとおり、第5次総合計画の中には、昨年にも提言を受けた中身というのはかなり織り込んでいるのは現状であります。

そういった中では、さきの11月に出された提言書の中身というものは非常に具体的なしっかりした内容であるというふうに考えているわけであります。やっぱり真摯に受けとめながら、今、この第5次総合計画と整合性を保ちながら、やれるものは即取り組んでいこうということではおります。

今、そういった中では、新年度予算に向けて各課等で横断的に内部協議をし始めているところでもありますので、できるものを、そして優先順位をしっかりと見きわめながら進んでいきたいなというふうに思っています。

あわせて、この機会ではありますが、再生会議の皆さんも自らがやっておいでになる出前講座を初め、空き家における再生も民間主導でやっていただいていることに本当に感謝を申し上げる次第でありますし、それに対して町がそれを後押しするということが非常にいい流れではないかなというふうに思っています。

そういった意味で、提案理由説明、あるいは各課への質問の中にも出ておりますように、再生会議にもメンバーの皆様とスクラムを組みながら、民間がやることに関して町がしっかりと後押しすることで、より効果的なものになっていくものだろうというふうに思っております。

そういった中では、少し具体的な答弁にはならないかもしれませんが、今、そういった提言書に対しての吟味をしながら新年度に向けてという、現在そういったところでもありますので、ご理解とともにご協力を、そしてまた1月29日にも提言書を皆様方に聞いていただきたいというふうに思っておりますので、そういった中でも、また議員の皆様方のご提案をそれこそ取り入れながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っていますので、どうぞご理解をよろしくお願いたします。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

○10番(大森憲平君) よろしく願いいたします。

提言書から出てきた項目も、私たちも見せていただきましたが、みんなやっていただきたいのはやまやまでございますが、しかしそれを全部取り入れると、町の財政がどうなるか、私らはわかりませんが、やはりここは町長がリーダーとなって、私はこういうふうに向かっていきたいとか、そういうことをきちんと明言されてやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、取り決められた基準というのは、どんな基準、何を基準にしてこれから決めていかれる予定なんですか、ちょっと町長にお伺いします。

○議長(西岡良則君) ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

笹原町長。

○町長(笹原靖直君) 基準、繰り返しにはなるかもしれませんが、やはり一つの例とすれば、空き家対策にも非常に今再生会議の皆さんは取り組んでいるわけでありまして、そういったことも踏まえながら、今やはり空き家対策も非常に問題であるわけでありまして、そういった利活用という点からも取り組むべき問題だろうというふうには思っておりますし、また6次産業化に向ける燻製事業も現実に委員の皆さんは取り組んでいるわけでありまして、そういった中では、今できるもの、そして取り組まなければならないもの、第5次総合計画に織り込んでいるものに対してやりたいということでありまして。

当然ハード面、ソフト面でも、町はしっかりと計画を立ててやることにしておりますし、財政的には、私は何ら心配する必要はないというふうに思っています。しっかりと計画を練るといのは当然のことでありまして、少子高齢化、諸問題がある中でやはり民間並みの、やれることはスピードを持って取り組まねばならないという気概ではおりますので、そういったことの中では、繰り返しになりますが、議員の皆さんのまたご提案もいただきながら、加速度的に取り組ませていただきたいということの答弁でご理解を賜りたいと思います。

○議長(西岡良則君) ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

○10番(大森憲平君) しつこいようでございますが、第5次計画というのは10年間ですね。

10年間に、今再生会議から提言されたのは、ここ二、三年から上がってきた提言でございますね。そうしたら、調合していくためには、かなりきちんとした考え方を持っていかなければならないと思うので、私は町長に振ったわけでございますが、やはりそういうきちんとし

たビジョンを持っていただいて、これから再生会議と第5次総合計画をやっていただきたい
と思いますので、要望しておきます。

次に、健診の件でございますが、私も民生教育委員会でたびたびこの項目を質問させてい
ただきました。これは委員会だけじゃなしに、恐らく一般町民も、傍聴あるいはケーブルテ
レビで見られると思いますが、やはり自分の命が一番大事でございます。そのためには
やはり健診をして、一日も早く悪いところを直そう。そういうのが一番肝心だと思います。

しかし、先ほど課長が言われた健診の数字から言いますと、50%よりはあんまり上がって
いないような気がいたします。やはりこの健診に対してアップをしていただければ、私らは
医療の町・朝日町として、これからも人に町へ来ていただけることも可能性があるんじやな
いかと。

そういう意味で課長に、アップするもうちょっと何か対策がないんですか、ちょっとお伺
いたします。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

中島健康課長。

○健康課長（中島優一君） 今ほど大森議員の言われたとおりであります。うちらとしても、
当然のことながら受診率アップを図っていききたいというふうに考えておまして、先ほどの
答弁の中でもちょっとふれさせていただきましたけれども、来年度に向けて今考えておるの
は、今まで特定健診の受診日と、いわゆるがん検診の受診日というのは別々にやっておりま
したが、今度はそのうちの1日か2日でも一緒に受診できるような感じで、「総合健診」と
いう名前で一応言ったと思いますが、そういったこともやってみたらどうかなということも
思っておりますし、いろいろ模索はしておりますので、今後ともまたいろいろ
研究していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

○10番（大森憲平君） ぜひそういうものに取り組んでいただいて、ちょっとでも町民が幸
せに暮らせるように、やっぱり体が一番大事だと思いますので、よろしくお伺いいたします。

それと、一番がんが見つかりやすいのは、この検診もあると思いますが、一日ドックでの
健診というのは一番がんが発見されやすいと思いますが、今、ドックを受診される状況とい
うのは中島課長のところでわかりますか、ちょっとお伺いします。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

中島健康課長。

○健康課長（中島優一君） まことに申しわけないんですが、今手元のほうに資料を持ってきていないので詳しい数字はちょっと言えないんですが、一応町といたしましても、人間ドックに対する助成も行っておりますので、それについても当然これからは推進していかなきゃならないというふうに考えております。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

○10番（大森憲平君） ドックも、あさひ総合病院の医師不足のために月何人しかできない、そういう状況が続いておると思います。

それで、ちょっと病院の事務部長にお伺いしますが、1日に何人ぐらい、月どれぐらい、ドックに受け入れる余裕があるのか、両方とも、ダブルと思いますが、わかればお聞かせください。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

道用あさひ総合病院事務部長。

○あさひ総合病院事務部長（道用慎一君） 申しわけありません。私も今手元にそのドックの資料につきましては持っておりませんので後ほどお答えさせていただきたいと思いますが、たしか1日二、三人が限度だったと思っております。

病院側としましては、今度ちょっとドックに力を入れていこうという、そういう考えも持っておりますので、今後そこは増やしていきたいというふうに考えてはおります。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

○10番（大森憲平君） ドックというのは、やっぱり病院に対して収益に恐らくなると思われます。これからも、これは医師不足も関連してくると思いますが、ぜひその1日の数字を上げるように努力していただきたいと思っております。これは要望でございます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

【清水議員の質問へ移る】

.....

○議長（西岡良則君） 次に、清水真人君。

〔1番 清水真人君 登壇〕

○1番（清水真人君） 改めまして、おはようございます。

一步会の1番、清水です。平成28年第6回定例議会で、ただいま発言の許しを得ましたので、3件名、6要旨について質問いたします。

最初に、件名1、町営墓地についてお尋ねします。

町営墓地は、平成3年、高島墓地104区画を皮切りに、東草野墓地、沼保墓地、宮崎墓地と197区画を造成し、既に195区画の所有権が確定し、今回の浜草野墓地の造成に至ったわけですが、まず現在の管理状況についてお尋ねいたします。

墓地管理料は、墓地条例施行規則の規定により、5年分5,000円を一括納付で徴収していると考えますが、現在、滞納者の発生はあるのかないのかについてお尋ねいたします。

次に、墓地の使用権購入時、当町在住者の保持であった墓地が、その後、継承者を含め、町外者使用権保持となった墓地事例は現在何区画分あるのか。また、全体として町外者使用権保持は何区画分あるのかお尋ねいたします。

続いて、墓地条例10条では使用許可の取り消し、11条では使用墓地の返還について定められ、墓地の原状復元返還義務が明記されていますが、9条の使用権の消滅が発生したときの対応、いわゆる無縁墓地になったときの処置は、現状では全て町の負担になると危惧されますが、どうなるのか、またどうしようと考えているのかお尋ねします。

さらに、条例改正等、何らかの対策について検討しているのかについてもお尋ねいたします。

【答弁：住民・子ども課長】

.....

次に、件名2、有害鳥獣対策実施状況についてお尋ねいたします。

昨日の加藤議員による代表質問と重なる部分もありますが、改めて答弁願います。

昨年の暖冬や山の果実の豊作等、幾つかの自然要因により野生動物が多数繁殖し、ことしは全国至るところで熊やイノシシによる人身被害が多数発生するとともに、特別天然記念物のライチョウの生息域、標高3,000メートル近くまでイノシシの生息域が拡大するなど、かつてない事態となりました。

幸いにして当町では、住民ぐるみの電気柵の設置や維持管理など、有害鳥獣対策実施隊員の献身的な活動により、人身被害を未然に防ぐことができています。当局を初め関係各位に大いに感謝するところであります。

そこでお尋ねいたします。

今年の有害鳥獣、熊、イノシシ、鹿、カラス、猿の捕獲実績はどうであったのか。近年と比較すると、どう推移したのか。また、各地区の実施隊員、猟銃資格保持者はどのような増減状況にあるのか。地区による実施隊員のばらつき、年齢構成、捕獲おりの設置数等、どのように把握し、支援しようとしているのか。

解体場所は各地区に確保されているのか。さらに、捕獲頭数が多いため、多くが廃棄処分にせざるを得ない状況と聞きますが、処理方法についてどのように検討し、支援しようとしているのかお尋ねします。

また、正式な食肉として扱うためには上市町にある処理施設に持ち込む必要があり、大変使い勝手が悪いと聞きますが、当局としてどのような支援策を検討しているのか。また、国内至るところでジビエ肉の活用を地域おこしの一環としても位置づけ、マスコミ等に取り上げられ注目されていますが、当町の取り組みと当局の支援策はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、耐雪型侵入防止柵の全町設置に向け、当局においては幾つかの案が検討されていると聞きますが、予想される見積もり総額と検討されている地元負担について、現時点での見解をお伺いいたします。また、全町設置は何年程度の計画で施行しようとしているのか、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、現在、有害鳥獣対策協力金として、1世帯当たり年間、町部500円、村部1,000円から1,200円を協賛願っていますが、一部の自治振興会長から、協力金を集金するのが大変になっていると聞きますが、今後もこの協力金システムを継続していく予定なのか、新たな施策を検討しているのかをお尋ねいたします。

【答弁：農林水産課長】

.....

次に、件名3、不登校児童の対応についてお尋ねします。

不登校、準不登校児童は、小学生では該当者はなく、中学生で8人の該当者がいると報告されています。不登校の原因はさまざまであり、一概には説明できないとのことですが、幸いにして全国で問題になっているいじめが原因と疑われる事例はないとの報告を受け、胸をなでおろしている一人であります。

しかしながら、本当にいじめはないのか。不登校児童に対する対応が通り一遍になっていないのか。教育現場の疲弊が指摘されていますが、当町では本当に大丈夫なのか、重ねてお尋ねいたします。

以上で質問を終わりますが、昨日に引き続き、傍聴の皆様方には、何かとご多用の中、傍聴賜りありがとうございました。今後とも町政についてご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、質問を終わります。

【答弁：教育長】

.....

○議長（西岡良則君） この際、暫時休憩をいたします。休憩時間は約10分間とし、11時10分
から再開いたします。

（午前11時02分）

〔休憩中〕

（午前11時11分）

.....

○議長（西岡良則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきほどの清水真人君の質問に対する答弁を求めます。

最初に、件名1、町営墓地についてを、清水住民・子ども課長。

〔住民・子ども課長 清水明夫君 登壇〕

○住民・子ども課長（清水明夫君） それでは、一般質問、清水真人議員の件名1、町営墓地についてお答えをさせていただきます。

朝日町の町営墓地につきましては、現在、宮崎、沼保、東草野、高島の4カ所に設置しておりまして、合計197区画があります。

残すところ、宮崎の2区画のみとなりましたことから、年内に東草野の海側にあります朝日浄化センター東側に、町営墓地38区画を新たに造成いたします。

本定例会において、墓地の名称を「浜草野墓地」、永代使用料を38万円とする町営墓地条例の改正を提案させていただいているところでございます。

ご質問の1点目、町営墓地の管理状況についてであります。

墓地の管理料につきましては、墓地の共用部分の清掃・維持管理に要する費用として、墓地使用者に年額1,000円、5年間分で5,000円を一括納付いただいております。

今年度、平成28年度が5年に一度の一括納付の年ではありますが、滞納に至る事案は生じておりません。

次に、町外在住の永代使用者についてであります。現在16名の方がおられ、そのうち使用許可後に転出された方が2名、使用者死亡により使用権を承継した町外の方は6名、使用許可時にもともと町外に居住されていた方、これは朝日町に本籍があるなど町に縁故がある方で、8名おられます。

2点目の今後発生が予想される無縁墓地対策についてであります。

無縁墓地の取り扱いにつきましては、墓地条例第9条第1項で、「相続人又は親族等で祖先の祭祀を司る者がいないとき」「使用者の住所が10年以上明らかでないとき」には墓地の使用権が消滅するものとし、同条第2項では、「使用権が消滅したときは、墳墓その他の設備を一定の場所に改葬し、又は移転することができる」と規定しておりますが、これまでにこうした事案はないところでございます。

仮にこのような事案が生じれば、そのときの状況に応じて判断することになりますが、基本的には、遺骨は町が保有する無縁墳墓に改葬、墳墓については別の場所に移転することになります。

この移転費用につきましては30万円程度かかると聞いておりますが、墓の使用許可の際に納付された永代使用料、24万円から42万円と、墓地によって幅はありますが、これをもって充てることになります。

更地となりました墓地の区画につきましては、新たな使用者が決まれば、新たな永代使用料を受け入れる形となりますが、課題といたしましては、無縁墓地となった墳墓の移設場所など、その対応について検討を要するものと考えております。

今後、想定され得る事案として認識しているところでありますので、使用者の状況確認を適時・適切に行い、墓地の承継者が未定である使用者がある場合には、以後の対応について相談をしてみたいと考えております。

以上であります。

【質問：件名1に戻る】

.....

○議長（西岡良則君） 次に、件名2、有害鳥獣対策実施状況についてを、坂口農林水産課長。

〔農林水産課長 坂口弘文君 登壇〕

○農林水産課長（坂口弘文君） おはようございます。

一般質問、清水真人議員の件名2、有害鳥獣対策実施状況について、要旨(1)、今年度の捕獲状況並びに実施状況についてと要旨(2)、耐雪型侵入防止柵についてと要旨(3)、有害鳥獣対策協力金についてお答えをいたします。

当町の有害鳥獣対策につきましては、平成16年6月に鳥獣に強いまちづくりを目的として朝日町有害鳥獣対策協議会を設立し、さらに、平成26年5月には鳥獣被害対策実施隊を設置し、簡易電気柵や耐雪型侵入防止柵による防御と捕獲との両輪で対策を行ってきたところがあります。

このような中で、今年度12月5日現在での捕獲頭数については、熊31頭、イノシシ240頭、猿47頭、ニホンジカ2頭、カラス4羽となっており、中でもイノシシの捕獲頭数は前年の108頭から2倍以上に増加しており、カラス以外の捕獲数は全体的に増加傾向にあります。

これら有害鳥獣の処分については埋設による処理を指導しておりますが、イノシシ等は自家消費も可能としております。

一方で、県内にはジビエ目的として、富山市、高岡市、上市町において民間の食肉処理施設があり、当町からも今年度6頭のイノシシを上市町の食肉処理施設に搬入いたしましたが、加工された肉の販売が思わしくなく、在庫が残っており、現在は持ち込めない状況になっております。

このジビエを産業として成功させるには、専門的な知識として、衛生管理を重視した処理加工技術はもちろんのこと、ジビエ利用を前提とした捕獲技術、需要者のニーズに応えた部位のカット技術、野生鳥獣肉を調理する上での留意すべき知識などが挙げられます。また、経験の視点を取り入れた販路開拓やブランド化などに係る知識も必要となります。

今年度、朝日町有害鳥獣対策協議会においても町で捕獲したイノシシ肉を購入し、試験的に黒部市内の食品加工会社に燻製加工を依頼しましたが、商品化した場合は、1キログラム当たり約6,000円と高額になります。

このように、ジビエ産業の実施にはさまざまな課題がありますが、今後とも人材の確保や技術面での解決方法などを研究してまいりたいと考えております。

次に、実施隊員の今年度の人数につきましては54名で、5年前の平成24年度の30名から24名増加しているものの、銃所持者の人数は、5年前の12名と比べまして1名減の11名の状況

となっており、内訳としましては、60歳以上が8名、50歳代が2名、50歳未満が1名であり、減少傾向にあります。

しかしながら、近年、町嘱託職員を含む30から40歳代の3名の方が銃所持許可証を取得したところであり、今後、実施隊員の登録をした上での活躍に期待をしております。

また、朝日町有害鳥獣対策協議会からは、国補助金を活用し、わな免許習得者には試験料相当の5,000円を補助しているところであります。

次に、耐雪型侵入防止柵整備計画であります。今年度、南保高畠地内でモデル事業として設置いたしました。それを参考にいたしますと、資材提供を町が行って地元で設置していただく場合は、事業費約1億1,800万円となります。また、全ての資材と設置工事を含めた場合の事業費は約3億6,800万円と試算をしております。

いずれにせよ、耐用年数やメンテナンスを考慮して複数年に分けて整備することが必要であると考えており、多額な費用がかかることから、県の補助事業や国の交付金などの財源を含めて、具体的な整備方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の有害鳥獣対策協力金についてであります。山崎地区を初め南保、笹川、泊1区、宮崎、境の電気柵設置地区において、各地区協議会が1世帯当たり年間1,000円から1,200円の協力金を集め、電気柵の維持管理費に充てられております。

朝日町有害鳥獣対策協議会では、各地区で設置している電気柵が熊やイノシシの平野部への出没を防いで朝日町全域を有害鳥獣から守っており、山沿いの地区だけではなく、その他の設置していない地区からの協力も必要であるとの観点から、電気柵の設置撤去、草刈りや管理パトロールに対する協力金として、1世帯当たり年間500円の協力をお願いすることとし、現在に至っているところであります。

今後につきましては、耐雪型侵入防止柵の整備により維持管理の軽減が確認できれば、朝日町有害鳥獣対策協議会と協議を行い、協力金の見直しなども含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

【質問：件名2に戻る】

.....

○議長（西岡良則君） 次に、件名3、不登校児童の対応についてを、永井教育長。

〔教育長 永井孝之君 登壇〕

○教育長（永井孝之君） それでは、私のほうから、一般質問、清水真人議員の件名3、不登校児童の対応についての要旨(1)、不登校児童の対応についてお答えをいたします。

不登校児童・生徒の把握につきましては、各小・中学校で毎年、学期ごとに富山県教育委員会が実施をしております「長期欠席児童生徒への対応調査」により、各小・中学校からの報告を受け、それを朝日町教育委員会で取りまとめ、それを県へ報告しております。

この調査において、不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況を言い、こうした状態で欠席が年間30日を超える者を「不登校児童生徒」と定義しております。

なお、この中には、病気や経済的理由による者は含まれてはおりません。

朝日町の平成28年度の状況を申し上げますと、現時点では、あさひ野小学校、さみさと小学校ともに該当者はいません。朝日中学校においては、4人との報告を受けております。また、欠席日数が30日には達してはませんが、不登校傾向にあると心配される生徒が数名いるとの報告も受けております。

不登校の原因については、一般的に、学校生活上の影響、2つ目に遊びや非行、3つ目に無気力、4つ目に不安など情緒的な混乱、5つ目に意図的な拒否などと言われていますが、この条件に限らず、ほとんどの場合は、幾つかの心理的・社会的要因が複合的に重なったものと考えられます。

こうした不登校生徒への支援といたしましては、朝日町教育委員会では、平成27年度から朝日町教育センター内に適応指導教室を開設し、通所する生徒に対して、学習活動を初め、自己有用感の自覚を育み、行動意欲を喚起し、よりよい人間関係づくりと社会性などを養うための取り組み、また家庭、学校、専門機関との情報交換や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携により、学校への復帰を支援しているところであります。

次に、いじめについて申し上げます。

いじめにつきましても、毎年、富山県教育委員会より求められる「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」により、いじめの認知件数を把握しております。

いじめにつきましては、平成25年度にいじめ防止対策推進法が制定されて以来、この基準がより厳格になりました。この調査で、いじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的

又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言い、この中にはインターネットやSNSを通じて行われるものも含むとされており。

また、昨今、いじめ認知件数が都道府県で大きく異なることから、文部科学省からの通知により、今まで以上にささいな事案も積極的にいじめの件数として認知するよう指導がなされております。

こうした状況の中で、朝日町の平成27年度末の状況を申し上げますと、あさひ野小学校で2件、さみさと小学校で4件発生したとされていますが、現在はいずれも解消されているとの報告を受けております。

なお、朝日中学校においては、いじめの認知はなかったとの報告を受けているところであります。

以上です。

[【質問：件名3に戻る】](#)

.....

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

清水真人君。

○1番（清水真人君） 答弁、ありがとうございました。

幾つかの点について再質問をさせていただきます。

まず、町営墓地についてですが、前段で管理状況をお尋ねしたのは、私は無縁墓地の発生が今後多くなるのではないかとという心配をしております。

朝日町の町営墓地条例は、平成3年3月に制定されています。今から、わずか25年前です。ただ、その時点では、当時は親、子、孫、ひ孫と代々にわたって田畑を引き継ぎ、家族を守るといふ、そういう価値観の上で成り立った社会であったろうと思っています。

希望の持てる、右肩上がりを国民全員が信じていた。そういう時代に制定された条例であって、今のように、我々が苦しんでおる人口減少だとか、あるいは空き家の増加、あるいは耕作放棄地の増加というような、そういうことを全く想定していない時代に制定されておる条例であろうというふうに考えています。

そのことを批判するわけじゃなくて、これから多数発生してくるであろうという無縁墓地の対策を今とっておく必要があるのではないかと。一方で、需要があり、実際に墓地が、いい言い方をしますと、売れておるといふ状況の中で、墓地を造成することは、それはそれとして価値があると思うんですが、今後の対応をきちっとやっておく必要があるという観点から質問をしております。

この問題は、対応が大変難しい問題だろうというふうに考えていますが、当局として、今後この条例の改正などの検討を始められるかどうか、再度質問させていただきます。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

清水住民・子ども課長。

○住民・子ども課長（清水明夫君） 今ほどのお話でございますけれども、町営墓地につきましては、現在そのような例がないということではありますが、うちの所管しております、例えば廃屋の処理ということでありまして、よく廃屋になったうちでなかなか取り組めないというような実情はあります。当然のことながら、議員がおっしゃいますように、今後そのようなことが想定されてくるであろうということは十分に認識しております。

そうした中で、答弁の中でも申し上げましたけれども、一遍に条例改正という話ではなくて、5年に一度の管理料をいただいております、その都度、亡くなられば相続される方に引き継いでいっていただくというような形にしています。

これまでは5年に一度という形、それから、死亡届をちょっと見たときに、気づいたときには処理をしておりますけれども、適時適切に使用者の状況を把握しながら、例えば、あなたには墓の承継者がおいでになりますかとか、そういうような形で状況把握をしてみたいというふうに考えています。

もし仮に、今のところ、なかなか難しいんだよという話になれば、当然今後の対応ということでご相談を申し上げていきたいなど。

先ほど条例のお話をされておられましたけれども、第9条につきましては、無縁墓地にかかわる話であります。第10条については、使用を取り消すという話。それから、11条については、使用墓地の返還という話になります。

9条の無縁墓地のあたりから、例えば11条の返還という手続に生前の間に行うという方法もありますし、先ほど申しあげましたように、ケース・バイ・ケースもございます。それぞれのものを、状況を把握しながら今後の検討課題としてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

清水真人君。

○1番（清水真人君） ありがとうございます。

今ここで結論を出す問題ではないので、前向きにいろいろ検討することなので、それについてはお願いをしておきます。

それでは、続いて有害鳥獣対策についてお尋ねいたします。

まず、今年度は非常にイノシシ、熊が捕獲されていると。議会で言うことかどうかわかりませんが、私も生まれて初めて野生の熊を目の前で、200メートルぐらい離れたところですが、見ました。町の農林水産課の担当者のほうへ電話したら、もう既に現地の近くで見張っておりまして、猟師のおいでのなるのを待っておる状況だということでございまして、ほっとしたというのが実態であります。

そういう意味からいいますと、先ほど実施隊員になるための研修などに5,000円の補助をしておるということでありましたが、捕獲資格なり猟銃資格を取るには、日数と費用が大変かかる。しかも、猟銃保持者は鉄砲を買ったり、鉄砲玉の費用も相当高額になるというふうに聞いておりますけれども、こちらあたりのことについては、坂口課長、どのように把握されているのでしょうか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

坂口農林水産課長。

○農林水産課長（坂口弘文君） まず、狩猟免許を取得することと、それから銃の所持許可を公安委員会から得るということ、この2つの点については初期投資として必要になります。これらの費用がおおよそ10万円かかります。それに加えて、銃の所持に至りましては、銃を買わなきゃいけないということが、まず一点あります。それと、銃を保管するためのガンロッカー、これは移動不可といいますか、住居に保管する場合は、住居とくくりつけた、持ち出せないロッカーですね。こういうロッカーも整備しなきゃいけないことになっておりまして、これがおおよそ五、六十万円かかるのではないかと。銃により、いろいろ種類がありますので一概には言えませんが、その程度かかると聞いております。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

清水真人君。

○1番（清水真人君） かつてのように猟師として、それを職業として銃の保持を申請されていない、今新しく取っていただいております方は。そういう意味では、ボランティア的におやりになっているというふうに聞いておりますので、今即答は求めませんが、何か支援方法があるかどうか、検討をしていただきたいと要望をしておきます。

続いて、解体場所についてお尋ねしますが、解体場所は個人の持ち物のところでやられているというふうに聞いておりますけれども、それは、問題はないのでしょうか。例えば、解体することによって、けもの臭だとか何かが発生するというふうに聞いておるんですけれども、住民からの苦情だとか、そういうことはないのでしょうか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

坂口農林水産課長。

○農林水産課長（坂口弘文君） 解体する以前に、これは埋設処理ということをまず先にお願いをしております。

それで、先ほどの答弁でも申し上げましたが、一部には自家消費の食肉として処理してもいいというふうにお伝えしておるわけでありまして、その解体ということになりますと、自家消費の目的として解体されている場所というふうに考えます。

それで、実施隊の中のグループを幾つかに分けておりまして、そのグループの方々がどこで解体すればいいかということをいろいろとご相談されて解体場所を決められていることもありますし、あるいは個人の納屋とかそういうところで解体されている場合もあると伺って

おります。

今のところ、周辺の方々からの苦情と申しましょうか、それに対する批判のようなお話は承ってはおりません。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

清水真人君。

○1番（清水真人君） そうであれば、それでいいんですが、先日、黒部であったフォーラム、中山間地域のフォーラムだったのですが、そのときに一部の方に解体作業が集中して非常に負担になっているんじゃないかという話。私は、直接的ではないんですが、横で聞いておりました、そのように感じました。

そういうことのないように、皆さん一生懸命やっただいてるので、町のほうでも情報収集をきちっとやっていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、今おっしゃった埋設処理の問題なんですが、ある人に言わせると、頭数が多いのでそんなに、バックホウを持って行って山の中を掘ってそこに埋めるということとはできないので、どうしても浅い埋め方になる。それを動物が掘り返して食べておるといふ、そういう現場を見たというような話もありますが、この埋設場所というのは、どういうふうに指定されているのでしょうか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

坂口農林水産課長。

○農林水産課長（坂口弘文君） 埋設する場所については、指定はしておりません。捕獲された近辺で処理をされているものというふうに認識しております。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

清水真人君。

○1番（清水真人君） そういうことであれば、それも検討していただきたい。

というのは、春になれば山菜とりもいますし、こういう時代ですから山菜とりも少なくはなっておるんだらうと思いますけれども、実際に動物が掘り起こしている現場を見たりしますと非常に問題になるんじゃないかと思うので、そこは少し検討をお願いしておきます。

それから、先ほど上市と、県内に3カ所あるというお話でした。確かにおっしゃるとおり、ジビエ肉として扱うためには肉質の均一化だとか、とれる量の安定化だとか、いろいろ大きな問題は持っておると思うんですが、これだけ多頭数とれるようになると、何かやっぱり成功している先進地の視察なり事例研究なんかをしていく必要があるんじゃないかと思います

が、いかが考えておいでになりますか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

坂口農林水産課長。

○農林水産課長（坂口弘文君） 今、議員のお考えは、私も考えているところであります。やはり、先進地と申しますか、処理に困っているところがありまして、その困っている一つの対策として焼却施設でありますとか、あるいは食肉加工施設でありますとか、それが一つの手法としてつくられていると。

ただ、それが本当に成功しているのかどうかというところは、やはりこの目で見たいなどというふうには思っておりますし、今実施隊としていろいろ取り組んでおられる皆様にも見ていただければなどというふうに思っているところであります。ぜひ県外の先進地は見に行ってきたいなというふうに考えております。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

清水真人君。

○1番（清水真人君） ありがとうございます。

それでは、次に固定柵について質問をいたします。

本議会で、きょうで3回目の質問になるわけですがけれども、大変前向きにいろいろと検討されているということで喜んでおります。

ただ、我が町内の話ですがけれども、去る12月4日の日曜日に、電気柵の撤去のために、みんなで撤去作業をしました。ほかの町内からの応援もいただいて、47名の参加をいただいて撤去作業をやりました。

何が問題かといいますと、この中の13名か14名が80歳前後の女性なんです。足腰の弱った女性です。この方たちも一緒に作業をしているわけです。維持管理という作業が週に1回ずつあるわけですがけれども、そういう方たちも多くが参加して成り立っておる。そういう現実があるわけです。

ご存じのように、電気柵を設置するところというのは平地ではありません。凹凸もあり、上り下りもある、そういうところに設置しているわけです。そこで足腰の弱った高齢の女性が万が一転んだりすると、骨折とかそういう問題も発生してくるわけです。2年前に私の貸したトラックが、そのまま田んぼに高齢の女性が突っ込むという事例もあります。

そうであるのに、そういう女性たちがなぜ参加しているかということを考えますと、それは日々の生活をただただ安全・安心に暮らしたいというその一心だけで皆さん参加してくれ

ているわけです。これは何も我が町内だけでなく、山沿いの多くの地域が抱えている問題だと思います。

耐雪型侵入防止柵を設置したからといって、維持管理の作業がなくなるわけではありません。それはきちっとやっていかないと、その効用というのはなくなっていくわけですから、維持管理作業は継続してやっていかなきゃいけない。

でも、そういう人たちを除いてもやれるように早くしてあげたいというふうに私は強く感じているわけです。どの地域も、特に村部は人口減少が激しくて、高齢者ばかりになってきている。そのことを念頭に置いて、何とか早急に進めていただきたいと強く要望するものであります。

町長にこの件についてご返答をお願いいたします。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

笹原町長。

○町長（笹原靖直君） 清水議員の耐雪型の一つの設置の要望というふうに受けとめております。

実はこれ、今、南保地区、朝日町全体、県全体の大きな問題で、15市町村、口をそろえて県が主導でということをお願いしているところであります。今月6日の町村会の要望書の中でも、私は高校の再編と、もう一つはこの有害鳥獣対策、耐雪型を強く要望してきたところであります。

そういった中では、この耐雪型、実はいろんな財源がないかということで、実は先週も国会議員の皆さんや、あるいは農水省から調べてくれということで、けさ、東京の首都圏本部から財源等々のいろんな仕組みについて連絡が来たところであります。議会前ですけれども、ちょっと前にも担当課にも県へまたそこを連携しながらということで、いろんな模索をしているのが現状であります。何らかの形で、立山の舟橋町長もですが、福井県並みの、万里の長城ではありませんけれども、県が主導になって県下を一円とした耐雪型ができないかという気持ちも、私と同様な考えを持っております。

本当に今現在、担当課も含め、三役も含めながら、この対策に関して何らかの形で見出せないかなというふうには思っております。もう私が就任して以来、笹川地区からも強く要望を受けておりますし、山崎地区の方からも非常に強く要望を受けております。

そういった中では、見える形で、新年度で当然また議会の皆さんと相談をしながら、またご理解も賜らなければならないというふうに思っておりますし、試算も昨日の代表質問、清

水議員の今の答弁にもあったと思うんですが、総工事費が3億を超えるという流れの中で、どのような形で進めるかということに真剣に取り組んでいるのが現状でありますし、皆様方にもまた途中経過を報告しながら進んでまいりたいと思っていますので、どうぞご理解と、またご提案、あるいはぜひ協力していただければというふうに思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

清水真人君。

○1番（清水真人君） ありがとうございます。

担当部署も町長も大変前向きな返答でございますので、新年度予算を大変期待しております。

それと、もう一点、坂口課長、協力金の総額というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

坂口農林水産課長。

○農林水産課長（坂口弘文君） 平地部からの500円の協力金がおおよそ250万まではちょっといかなかったというふうに考えております。それに、町が同額を上乗せしますので、500万を若干切れる程度だったと記憶しております。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

清水真人君。

○1番（清水真人君） いろいろな考え方はあると思うんですが、私は、この協力金制度というのは隠れた税のように捉えています。そういう意味では、耐雪型、先ほど検討するとおっしゃってございましたけれども、耐雪型がある程度進んだ段階で一般財源から出していくという検討も必要ではないかと思っておりますので、今、そのことについては検討していただきたいという要望にとどめておきます。

よろしくお願いいたします。

それから、続いてよろしいですか。

○議長（西岡良則君） どうぞ。

○1番（清水真人君） 永井教育長にお尋ねいたします。

私は、朝日町の教育環境は非常によく、県下でもすばらしいというふうに話も聞いておりますし、そのようにも感じておるんですけれども、実際に今全国で発生しているいじめという問題を見ますと、教育委員会の立場から、こういうふうに指導してあります、言ってあ

りますというような、そういう印象を強く受けます。

先日の福島からの転校生がいじめられて、実際に我々だったら、何ですぐ対処しないんだと思われるようなことが平然と見逃されてきている。第三者検証委員会は、教育の放棄に等しいという大変厳しい指摘をしています。

当町として、そういうことは、くどいようですけれども、絶対ないと断言していただけますね。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

永井教育長。

○教育長（永井孝之君） 断言せよということは極めて難しい答えになるだろうなというふうに思います。

ただ、朝日町としても、学校もちろんなんですけど、やはり数十人の子どもたち、あるいは何百人の子どもたちがいる中で、どこでどのようなことが行われているということは逐次、全てを把握しているとは、これは言い切れないことであります。

そこで、今清水議員がおっしゃったようなことが起きないように、このいじめの問題の解決というのは、大原則は早期発見、早期対応、早期指導というふうに言われています。早期発見をするためのさまざまな手だてを各学校が行っております。例えば、もちろん教員のそういうものに対する感性、あっ、この雰囲気、変やねとか、あの子の表情はいつもより暗いねとか、なぜ食欲がなくなったんだろうとか、成績がどうして急激に下降したんだろうとか、この子どもとおるときに顔を背けるねとか、あるいは日々やっています日記指導の中で、きのうまで何も日記に書かなかった子が、ある日突然書いた。普通は逆なんですけど。あるいは、いつも2行も3行も書いていた子が1行しか書かなかったとかという日々の変化をいかに捉えるかということに対する先生方の感性、それと友だちとの会話の中から、あるいは教員が職員室で話をしている子どもをめぐる会話の中から、えっと思う感性から、より早くそのことがもしあるならば発見をする。発見をしたら、直ちにそれについての指導のために、大概はチームをつくるということをやりますけれども、その指導に入るということを、これは日々心がけていくほかは、解決の方法はないんじゃないかなというふうに考えております。

ですから、なぜしなかったのかと言われると答えようがないんですけれども、それは学校のそれぞれの体制、質、さまざまなものが影響していると思いますけれども、そういうものを見逃さず、常に指導の徹底を図っていききたいというのは私たちも願っていますし、学校自

体も願っているというふうに私は考えています。

以上です。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

清水真人君。

○1番（清水真人君） もう時間ありませんが、教育を預かる立場としては大変厳しいとは思いますが、子どもたちのことも十分考えていただいて、先生方の指導を徹底していただきたいというふうにお願いをしておきます。

いろいろと質問をいたしました。私の質問はこれでおしまいとさせていただきます。

ありがとうございました。

【大井議員の質問へ移る】

.....

○議長（西岡良則君） この際、暫時休憩をいたします。休憩時間は約60分とし、午後1時から再開いたします。

（午後 0時00分）

〔休憩中〕

（午後 1時00分）

.....

○議長（西岡良則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大井光男君。

〔5番 大井光男君 登壇〕

○5番（大井光男君） きのう、きょうと多くの方々に傍聴していただき、そしてテレビを見ていただいている皆様に感謝を申し上げます。

それでは、5番の大井光男であります。平成28年第6回朝日町議会定例会におきまして、ただいま議長の発言の許しを得ましたので、3件・6要旨について質問をさせていただきます。

質問に入る前に、町長の今議会の冒頭の言葉にありました、企業誘致、子育て、まちバス等々の、町長が今行っておられます施策で、朝日町に明るい兆しが見えたと言え、力強く発言をされました。本当によくやっておられます。これからも期待する一人であります。

すぐには施策の効果があらわれにくいと思いますが、現実の問題が幾つかあります。1つに人口動態を見てみますと、平成26年度と今年度の4月から11月までの8カ月間のデータを比較します。転入者数、平成26年146名から現在143名ということで、3名減っております。転出者、26年187名から今年216名、29名増加しております。ということは、転入者が少なく転出者が多いということで、1年間のこの差を見ますと73名と多く転出をしているのが現実であります。このことから、町を後にする人が増え続けていることがわかります。

そして、ことしに入り、さまざまな理由があるとは思いますが、役場付近の飲食店等も閉店し、毎年のように閉店される店が増えてきたことから、町民の皆様には、いまだに朝日町がよくなってきたとの実感がないのも事実ではないでしょうか。

また、皆様も承知のとおり、富山県内では政務活動費の不正取得により多くの議員が辞職し、全国的に大きな反響が起きました。何のために議員になったのか。私は、不正取得は決して許されるべきものではないと思います。

朝日町において、今後は住民の誰でもが見ることができる、収支報告はもとより、領収書の公開など、活動内容も見える化すべきではないかと思っております。

それでは、質問に入ります。

件名1、町の公共施設について。

要旨(1)、公共施設の適正な維持管理と生涯費用について。

町では数多くの公共施設があり、町民へのサービスが提供されており、地域での活動拠点として活用されていますが、最近では大型の公共施設を毎年建設し、今後も建設が計画されています。それらの今後かかるであろう修繕費については、各施設にどのような計画修繕を行い、そしてまた修繕内容や必要経費について把握しているのかお伺いをいたします。

また、施設の適正な維持管理や施設にかかる生涯費用の削減等も図る具体的な取り組みは行っているのかお伺いをいたします。

【答弁：財務課長】

要旨(2)、武道館の規模並びに今後の使用計画と運営について。

平成24年度から中学生の保健体育の授業が武道必修となったことにより、総合的に検討されている武道館について質問をいたします。

現在の格技室における使用者数は何人か。また、武道をするための安全性の面での広さは、どのぐらいの面積が必要か。計画されている建築規模はどれぐらいかお伺いをいたします。

あわせて、今後予定されている雨天練習場の規模や着工時期はいつごろを予定しているのかお伺いをいたします。

要旨(3)、ふるさと美術館の現状と今後について。

朝日町では多くの文化、芸術家を輩出し、町では多くの愛好家の方々がおられます。年間の朝日町の美術館の企画展の回数や来場者数は何人かお伺いをいたします。

また、建築物は旧検察庁時代から数えると45年を経過しております。25年前に、ふるさと美術館として改築された物であります。また、企画展開催時には駐車スペースが少なく、道路に駐車している現状であります。今後は大規模改修や新設する予定があるのかお伺いをいたします。

【答弁：教育委員会事務局長】

.....

件名2、地方創生推進交付金事業について。

要旨(1)、今年度のあさひ担い手ネットの活動と今後の計画についてであります。

農林漁業関連事業は、朝日町に根を張って起業し、生活基盤を地方に置くことにより、若者が都会に流れることを防止する一つの方策であります。地域の元気な高齢者も働くことができる重要な主要産業だと思っております。

農業のほうでは、安心・安全な作物を栽培し、地域起こし協力隊や若手担い手を中心にし、初の試みとして減農薬による特裁米、有機野菜栽培事業などを行いましたが、どのような成果と課題があったのか。また、来年度の活動や計画についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

要旨(2)、あさひ水学舎の今後の計画についてであります。

雇用機会を創出する成長産業を目指し、主要産業である農業の担い手育成や自立支援に取り組んでいるが、平成30年度から、あさひ水学舎の事業開始と計画されています。進捗状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

【答弁：農林水産課長】

.....

件名 3、婚活支援について。

昨年度の実施状況と今後の取り組みについてであります。

今年度の7月の「広報あさひ」に掲載されました、結婚していない割合の未婚率、朝日町では非常に高い傾向になっていました。特に男性の未婚率は、5歳ごとの25歳から44歳までの4部門では県下一高く、女性においても、25歳から39歳の3部門で、これも県下一高い状況になっています。このことは人口減少の大きな要因になっています。

他市町村も婚活支援をあらゆる手だてで行っていますが、成果がなかなか見えてこないのが現状であります。

そこで、お尋ねをいたします。

今までの婚活支援事業の回数と参加人数と、その後はどのような経過と成果があったのか。また、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

【答弁：企画振興課長】

以上で質問を終わります。

.....

○議長（西岡良則君） ただいまの大井光男君の質問に対する答弁を求めます。

最初に、件名1、町の公共施設についての要旨(1)を、谷口財務課長。

〔財務課長 谷口保則君 登壇〕

○財務課長（谷口保則君） それでは、私のほうから、大井光男議員、件名1、町の公共施設について、要旨(1)、公共施設の適正な維持管理と生涯費用についてお答えいたします。

町内の公共施設である学校施設、社会教育施設、保健・福祉施設、庁舎などの公共建築物や、道路、橋梁、下水道などの公共インフラ施設につきましては、現在まで、順次計画的に建設・整備されてまいりました。

これら公共施設は、経年劣化により、徐々に修繕や改修、建てかえの時期を迎えるなど老朽化対策と今後の維持更新費用が大きな課題となってきているところであります。

これまでは、一元的な現況の調査把握は行わず、それぞれの施設を管理しております各所管におきまして、各施設の固定資産台帳を作成し、施設の利用形態、あるいは使用頻度などを考慮し、できる限り補助制度などの活用を図りながら、適宜必要な修繕や改修などを行うよう適切な維持管理に努めてきたところであります。

このような折、国のほうでは、全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の適切な配置を実現するため、平成26年4月22日付総務大臣通知により「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」として、公共施設等総合管理計画の策定を各自治体に要請し、朝日町におきましても、平成27年度から2カ年をかけ、今年度末の策定を目途に取り組んでいるところであります。

この計画につきましては、必ずしも全体の公共施設の総点検を実施した上で策定することを前提にしたものではなく、まずは現段階における把握可能な公共施設等の建設年度、耐震化の状況、修繕、更新などの履歴等を整理して策定するものであり、策定後も個別施設の点検、診断等の実施を通じ不断の見直しを実施し、順次充実させていくことが適当であることと示されております。

策定中の朝日町公共施設等総合管理計画につきましては、公共施設等の状況、総人口や年齢別人口についての今後の見通し、維持管理、更新等に係る中長期的な経費や施設の管理に関する基本的な方針等からなるもので、この計画を策定することにより、計画に基づく公共施設等の除却があれば地方債の充当が認められる特例措置ですとか、公共施設の集約化・複合化に係ります公共施設最適化事業債などの国からの財政措置を受けることが可能になるも

のであります。

計画策定におきましては、町内の公共インフラ施設を含めた全ての公共施設等が対象となりますことから、全ての関係所管課長をメンバーとする庁内の検討組織により、別に組織します公共施設のあり方検討委員会での意見や考え方等を踏まえながら、更新費用の推計、統合、廃止などの適正管理、改修の推進等に関しての今後の基本的な方針を定める検討会議を開催する予定で準備を進めているところであります。

策定後は、この計画の基本方針に基づきまして、次に個別施設の修繕・改修計画、これは個別計画というものでありますが、を立て、公共施設全体のバランスを考慮しながら計画的に進めてまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、公共施設等の老朽化対策等につきましては、今後の人口動態による利用、需要の変化を的確に見きわめ、財政負担を軽減・平準化させていくことは極めて重要なことであり、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

【質問：件名1に戻る】

.....

○議長（西岡良則君） 次に、同じく件名1、町の公共施設についての要旨(2)、(3)を、小杉教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小杉嘉博君 登壇〕

○教育委員会事務局長（小杉嘉博君） それでは、件名1、町の公共施設についての要旨(2)、武道館の規模及び今後の使用計画と運営についてお答えいたします。

きのうの長崎智子議員の一般質問でもお答えいたしましたが、現在、サンリーナ体育館にある格技室は、朝日中学校の柔道及び剣道の部活動、また保健体育で平成24年度から全学年男女とも必修となった柔道の授業のほか、一般の方々には柔道、剣道、居合道等、多くの町民の皆様にご利用をいただいているところであります。

ご質問の格技室の利用者数は、中学校の部活動、保健体育の授業、各種大会、個人利用を含めて、平成25年度は8,348名、平成26年度は8,724名、平成27年度は7,653名と毎年8,000か9,000人前後の方々に利用をいただいているところであります。

次に、新武道館の計画における必要面積や建築規模についてお答えいたします。

現在の格技室は十分な広さがなく、また安全面においても万全とは言えない状況にあること、さらには柔道及び剣道の公式戦が開催できない規格であることから、中学校の部活動、授業はもとより、一般利用者にも支障を来している状況にあります。このことから新武道館の建設要望があり、武道館建設検討委員会及び議会全員協議会で協議・検討していただき、現在、基本設計委託業務を実施しているところであります。

基本設計の方針(案)といたしまして、武道館はサンリーナ第2体育室南側の駐車場内に、2階建て、柔道2面、剣道2面を有する施設にする方向で検討しているところであります。

この根拠といたしましては、6つほど述べたいと思いますが、1つには、中学校で柔道が平成24年度から全学年男女とも保健体育の必修科目となったこと。また、部活動においても、生徒の安全性を最優先として、ゆとりある面積が必要であること。2つ目には、柔道の授業における畳の必要枚数は、1人当たり5枚から6枚が望ましいということで、1クラス40人授業といたしますと、40人掛ける5枚ということで、最低でも200畳以上必要となるということで、柔道の面積2面を確保しなければならないということが根拠となるものであります。3つ目には、剣道場につきましては、現在の格技室の1面では非常に狭いということ。したがって、練習方法が制限されているということが挙げられます。また、異なる団体の利用や大人とスポーツ少年団等の同時利用ができない状況にあり、2面整備することにより、これらが解消されて時間の有効活用並びに利便性が格段に向上することが挙げられます。4つ目

といたしまして、現在の格技室の剣道の年間利用者数でございますが、中学校の部活動、スポーツ少年団、個人利用を含めると、柔道のように、剣道は必修ではないといった状況があるにもかかわらず、格技室、剣道の利用につきましては、年間3,000人から3,500人の利用があるということ。また、加えて、新武道館が完成した後は、現在さみさと小学校で同時に練習をしております剣道スポーツ少年団、中学校、高校、一般の利用者の練習方法が制限されている状況にあります。これが完成いたしますと、この状況から解放されまして、新しい武道館格技室の剣道についての利用者の増が見込めるといったことが挙げられます。5つ目には、柔道、剣道とも2面ずつ整備することによりまして、1面は、例えば試合に使う。残りのもう一面につきましては、試合前のウォーミングアップとか練習場としても使用できるといったことで、2面整備することによりまして、試合、練習が同時に実施できることから、効率性、利便性が高くなることが挙げられます。6つ目には、この武道館につきましては、町立武道館という形で整備を考えているところでありまして、この武道館が完成いたしますと、新川大会とか県大会の誘致・開催が可能となることに加えて、また大学等の合宿誘致も積極的にアピールしていけるといったことから、さらなる利用者の増大が見込めること。これが町の活性化、産業振興、競技力の向上、ひいては子育て応援にもつながるといったことが挙げられます。まだほかにもあるかと思いますが、今6つほど例を挙げさせていただきました。

なお、新武道館の管理・運営方法についてですが、サンリーナ周辺施設の指定管理者であります朝日町文化・体育振興公社にお願いをする予定といたしております。設計段階において、中学校から武道館へのアクセス、またサンリーナから武道館へのアクセスといったことについて、武道館の出入り口の場所をどこにすればいいかといったことなり、駐車場、外部からの武道館への入り口、アクセスといったものもスムーズな動線となるよう検討をしているところであります。

また、屋内グラウンドにつきましては、サンリーナ北側のゲートボール場で新築をいたしまして、野球、サッカー、陸上、ゲートボールなどの各種スポーツの練習等ができる施設規模を現在検討しているところであります。

また、屋内グラウンドの着工時期等につきましては、建築工事の着手を平成30年の春ごろといたしまして、この屋内グラウンドの完成・開館につきましては、新しい武道館とあわせまして、平成30年の秋を予定しているところであります。

続きまして、要旨(3)、ふるさと美術館の現状と今後についてお答えをいたします。

朝日町立ふるさと美術館につきましては、昭和63年5月に廃止をされました朝日簡易裁判所と朝日区検察庁の跡地と建物を利用して、平成3年5月にオープンして以来、郷土ゆかりの作家作品展を中心に多くの展覧会を開催し、町内外から多くの方々にご覧をいただいているところであります。

今年度の展覧会につきましては、これまで2つの企画展と1つの特別展を終了したところでありまして、4月23日からの郷土作家企画展「殿村和司木彫工芸展」を皮切りといたしまして、7月16日からは特別展ということで、「千住博・住吉由佳子・善田優子展」を開催いたしました。また、9月17日からは企画展といたしまして、生誕100年記念「大平山濤展」を開催いたしまして、ご来場の皆様からも好評を得たところであります。また、年が明けまして、来月の17日からは、「U-18ふるさと美術館へ年賀状を送ろう展」、あわせて「朝日町小中学校書初め展」を同時開催することといたしております。

ご質問の入場者数につきましては、殿村和司木彫工芸展が約1,000人、千住博・住吉由佳子・善田優子展が約2,200人、大平山濤展が約1,100人となっております。合わせまして、昨年度の同時期より約1,000人以上増加といったことになっておるところでございます。

今後とも、町民の皆様を初めといたしまして、多くの方々に愛される、魅力ある美術館となりますよう企画・検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ふるさと美術館の大規模改修の予定はあるかのご質問でございますが、これまでも収蔵庫の屋根の防水改修工事や火災受信機の取りかえ工事といったもの等、必要に応じましていろいろな修繕を行ってきたところでございます。

今後につきましても、施設の内外の状況を確認いたしまして、必要な箇所につきましては順次修繕工事等を行ってまいりたいと考えております。

また、新しい美術館の建設の予定はあるかのご質問につきましては、先ほどからも申し上げております公共施設のあり方検討委員会におきまして、各部局所管の公共施設について、朝日町全体のまちづくりを考えた上で、公共施設の今後の運営・整備方針をどうすべきかの検討を進めているところであります。

その中におきまして、ふるさと美術館が旧裁判所を改修した施設であるといったこと、またオープンから相当の年月が経過いたしまして修繕費用がかさんできていること、また美術館の常設展示企画といったことも新たに始めようということで検討しているところでございまして、現在の施設では手狭であるといったこと、また収蔵庫もかなり入っておりまして、増築する必要が出てきていること、また、先ほど議員がおっしゃいましたように、いろんな

企画展をオープンする際に、駐車場が不足して、県道とかにもとめているといったような状況も踏まえまして、あわせて、隣接しております生涯学習館、これにつきましては耐震対策も必要であるといったこともあわせまして、さまざまな角度からふるさと美術館及び生涯学習館の今後のあり方を現在検討しているところでございます。

現時点におきましては、新しい美術館建設の具体的な計画といったものはありませんけれども、朝日町全体のまちづくりを考慮しながら、先ほど述べました状況も踏まえまして、今後とも継続してその方向性を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

[【質問：件名 1 に戻る】](#)

.....

○議長（西岡良則君） 次に、件名2、地方創生推進交付金事業についてを、坂口農林水産課長。

〔農林水産課長 坂口弘文君 登壇〕

○農林水産課長（坂口弘文君） 一般質問、大井光男議員の件名2、地方創生推進交付金事業についての要旨(1)、今年度のあさひ担い手ネットの活動と今後の計画についてお答えをいたします。

農業、林業、水産業の地域の担い手の現状につきましては、全ての業種において後継者の確保が当町における重要な課題の一つと考えております。

ご質問のありましたあさひ担い手ネットにつきましては、町内の若手農業者、漁業者で組織され、本年3月に設立して、特別栽培米や有機野菜栽培事業に取り組んできたことはご承知のことと存じます。

本年の活動を具体的に申し上げますと、5月にコシヒカリの特別栽培米の田植えを行いました。6月には、県内からボランティアを募り、有機栽培でつくる黒豆の植えつけイベントを行い、さらには関西での市場調査を行っております。9月には、特別栽培米をいちご保育園児と収穫し、そのお米を使ったおにぎり祭りに参加するとともに、なないろKANの朝市にて販売を行っております。10月には、泊2区イベント「オータムフェスタ in 五叉路」で特別栽培米と水産物をコラボレーションさせたパエリアを調理し、参加者に振る舞いを行いました。さらに、11月6日には、関西朝日会に参加し、参加者へのお土産としてお米を提供するとともに、PR活動や市場調査を行い、11月29日には、黒豆の収穫を町内外のボランティアの皆様と行っております。また、11月1日からは、朝日町のふるさと納税の返礼品として特別栽培米を登録いたしましたところ、1カ月間で100件以上の申し込みがあり、大変好評を得ております。

一方で、あさひ担い手ネットは、このようなイベントだけではなく、作業を終えた夜間にメンバーや役員が頻繁に集まり、農業の将来についての話し合いを行ってきました。

成果と課題につきましては、この会議や打ち合わせを重ねる中で担い手の連携がより深まり活動が活発になったこと、特別栽培米や有機野菜の栽培や販売、研修などを通じ、消費者が求める生産物のあり方が明確になってきたことが成果として挙げられます。一方、1年目の栽培を終えて、農薬を減らしたことによる雑草の対策や化学肥料を減らしたことによる収量不足などの課題が挙げられます。

今後は、消費者が求める安全・安心な農産物の供給を図るため、GAP、いわゆる農業の

適正な生産に係る工程管理に関する研修を行うとともに、都市での対面販売を実施して、消費者ニーズの把握に努めることにしております。

このように若手農家の機運も高まり、目に見えて活性化が図られていると実感しております。町といたしましては、引き続き支援を行ってまいりたいと考えており、今後メンバーが増え、将来は朝日町の中心になっていくことを大いに期待しているところであります。

次に、要旨(2)、あさひ農林水学舎の今後の計画についてお答えをいたします。

農林水学舎事業については、さきの9月議会でもお答えをいたしました。町内外からの就業希望者の研修施設を整備し、農林水産業の担い手を育成して、後継者不足の解消を目指すとともに、農林水学舎での研修時に栽培した野菜などを加工するための施設も整備し、6次産業化につなげることを目的に行う事業であります。

これまでの進捗状況を申し上げますと、町内の農林水産関係団体、具体的には、富山県農林振興センター、みな穂農協、新川森林組合、朝日町沿岸漁業連絡協議会、花卉球根組合、黒東施設園芸振興会、農村女性連絡協議会、アグリ・ネット・ASAHI、さらには先ほどのあさひ担い手ネットの代表の方々に10月28日にお集まりいただきまして、農林水学舎事業の趣旨や設立準備委員会の規約、日程などについてご説明を申し上げました。その後、11月28日に、さきに申し上げました団体からの推薦を受けた方々にお集まりをいただき、第1回目の農林水学舎設立準備検討委員会を開催しております。第1回の検討委員会では、委員会の規約や会長・副会長の選任、スケジュールについて話し合いを行ったところであります。

今後は2回目の検討委員会として来年2月に先進地での研修を行うことにしており、規模や事業内容については、今後の検討委員会で議論することになります。

なお、本事業は地方創生推進交付金として国に対して申請しておりましたが、先日、不採択の内示を受けました。今後は、活用できる交付金を研究し、財源の確保をしてみたいと考えております。

スケジュールの変更が必要となりましたが、町といたしましては、この事業を推進し、インターンシップや農業体験、地域おこし協力隊員の受け入れ窓口としても、また地域産業の推進施設として活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

【質問：件名2に戻る】

.....

○議長（西岡良則君） 次に、件名3、婚活支援についてを、米田企画振興課長。

〔企画振興課長 米田 淳君 登壇〕

○企画振興課長（米田 淳君） 私のほうからは、件名3、婚活支援について、要旨(1)、昨年度の実施状況と今後の取り組みについてお答えいたします。

昨年度、男女の出会いの場を創出するための結婚支援イベント「おとなの遠足」を2回開催いたしました。秋に行いまして、おとなの遠足第1弾では、なないろKANでのパーティーでは、県内外から男性28名、女性26名の計54名の方々にご参加をいただきました。5組のカップルが成立しました。また、冬に実施しました第2弾は、男性10名、女性6名、計16名の参加者が上越市の名所をバスでめぐり、少ない人数ながらも1組のマッチング結果となりました。

カップルとなった方々のその後の様子をお聞きしましたが、残念ながら現段階では、昨年度のイベントにより婚姻に至った方はおられない状況であります。

今年度の結婚支援に対する取り組みにつきましては、独身者を対象としたスキルアップセミナーの開催と民間団体が実施する婚活・交流イベントへの支援を行っております。

スキルアップセミナーにつきましては、これまで、男性を対象とした会話力の向上、見た目の印象をアップさせるための講座など3回開催しております。参加者は、鏡を見ながらの表情の確認や腹式呼吸による発声の方法、雑談のポイント、第一印象の大切さなどの指導を受けました。

参加者は、初めは声が小さかったり、また実践でちゅうちょしたりする様子も見受けられましたが、講師のアドバイスを受け、改善しようという真剣な姿勢に次第に変わっていききました。このような変化を見ますと、単に出会いの場をセッティングするだけではなく、個々のよいところをもっと引き出すようなセミナーの開催が必要であることを強く感じたところであります。

次回は、バレンタインデーの前の2月5日、日曜日に独身男女を対象としたスイーツづくりを企画しております。セミナーの参加が功を奏し、若い世代の交流が深まり、いずれは結婚につながることを期待しています。

また、今年度新設しました民間主催の結婚支援イベントに対する助成制度は、現在2つの団体からの企画案が提出されております。1つは、図書館を会場としたイベントで、個人の方が実行委員会を立ち上げ実施いたします。本好きという共通の趣味を持つ男女の出会いから恋愛に発展していくきっかけをつくるものであり、1月28日、土曜日の開催が決定したと

ころであります。もう一つは、日程は未定ではありますが、地域が実施するもので、男女が集うパーティーを企画すると聞いております。

町といたしましても、ホームページやフェイスブック等で参加者の募集を積極的に呼びかけてまいりたいと考えております。

結婚支援に取り組む自治体に共通した悩みは、女性の参加者を募ることが極めて難しいこととあります。結婚を前面に押し出すと、かえって参加者の足が遠のく傾向があり、募集方法も工夫が必要と考えております。まずは、朝日町で楽しいことを多く実施しているということアピールするとともに、気軽に参加していただける雰囲気づくりに配慮してまいりたいと考えております。また、富山県、県内自治体等で組織する結婚支援ネットワーク会議と情報を共有し、他自治体の先駆的事例も参考にしながら、今後も町独自の結婚支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

【質問：件名3に戻る】

.....

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大井光男君。

○5番（大井光男君） 答弁、ありがとうございました。

まず、私は、今回、人口の減少ということの中で幾つかの質問をさせていただいております。今後の人口の形態もであります。

その中で、皆様も承知のとおり、国立社会保障・人口問題研究所が出しています2060年のデータがあります。このデータが、おもしろいことに、ことしの私たちの、今、11月現在のデータに非常に近いものがあります。2060年といいますと、これから45年後の話です。国が出している想定です。

高齢化率、国のほうは39.9、現在、朝日町、41%。生産年齢人口というのは15歳から64歳までですね。ここが、国は50.9、朝日が50.6%。まことに偶然の一致かもしれませんが、同じ数字が出ております。そのときに、国はこのようにならないようにどうすればいいか。そういうことを幾つか書いています。それをひとつ述べて質問に入らせていただきます。

1つは、税金、要は納める金。就業者が少なくなると、経済に与える影響、その大きさの割合です。まず、高齢化が進行し、社会保障費が増加する。これは、もちろん皆さんも、もう承知のとおりだと。その次に、一番大きいのは、行政サービスが行き届かなくなる。これも金が入ってこなきゃ、なるわけでありますので、こういうこと。それと、公共交通の撤退。朝日町に今出てきています空き家、空き店舗、耕作放棄地の増加、商店街のシャッター通り、これはもう早、既にあらわれてきております。それと、学校の児童の減少、これもうたってあります。

こういうことで、まずこれを踏まえて質問に入らせていただきます。

それでは、最初の公共施設の適正な維持管理ということであって、話を進めさせていただきます。

先ほど谷口課長さんがたくさん言われましたけれども、これからそういうことを検討するんだと。検討委員会を開いてやっていくんだと。じゃ、今まで、例えば今幾つか、去年から大型の工事をやってきておられます。それにかかわる、例えば運営費、維持費、修繕費、どのように考えておられますか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

谷口財務課長。

○財務課長（谷口保則君） 先ほどの答弁でもお答えしたとおり、今までは各原課のほうで個

別に管理をしてきたという経緯がございます。そういった中で、今回国のほうで総合的に全体を把握してやっていきなさいよということで、今計画の策定を進めておるところであります。

今現在、各施設の、わかる範囲であります。修繕費等の過去からの経緯だとかそういうものを調べ上げて、これからその資料に基づいて今後の計画に反映させていこうということで、作業を進めさせていただいているところであります。

今の調査の中でも、最近できた建物についても調査を行っておりますので、その内容を踏まえて、今後、計画に反映させていきたいというふうに考えております。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大井光男君。

○5番（大井光男君） 国の方針なり、ほとんどの地方自治体がそのようなことになっているのかなということを思いますが、私ども、先ほど言いましたように、少子高齢化で子どもたちが少ない。将来に負担がかからないように計画を立てる。普通の自治体よりも、もっと真剣に考えなくては、将来に負担がかかると。こういう思いで今申し上げております。

普通民間では考えられない発想であります。物はつくります。しかし、建設費用は出すが、後は考えていない。修繕のときは、施設が傷めば、そろそろ修繕しようかと、こういう予算では困ります。

それと、例えば木造の建築の場合とRCの場合と、もちろん長寿命化の対策が違うと思います。そういう検討もしっかりとこれからして、かかるべきはかかる。例えばサンリーナ、これから構うのって億の金ですよ。あれだけの物を構うときは、億の金がかかります。それが、いつかかるんだろうかと。それも全体的な、5年、10年のサイクルの中で考えていただきたい。もちろん建築物は建てれば必ず寿命が来ます。その寿命に対して、今度は逆に、先ほど検討会を開かれましたけれども、構造についての長寿命化という具体策、それも必要かと思えます。

これは、先ほども谷口課長さんが言われましたように、フローチャートを出して、財政と工程と物をきちんと把握して、無駄な、財政に似合わない金の出し方、そういうものをつくっては、後で必ず町民に負担が来ます。そういうことを考えて、今後ともよろしく願いをいたします。

これに関しては維持の優先度もあると思いますけれども、早急に試算を出して、公表をしていただきたいと思えます。その上で、現在の建設はこれでいいのだという話であると思

ますので、これはいつごろその検討の、今の金は試算が上がりますか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

谷口財務課長。

○財務課長（谷口保則君） 先ほども申し上げましたが、一応年度末には計画の策定をしたいというふうに考えておりますので、そのころには数字が出るかというふうに思います。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大井光男君。

○5番（大井光男君） ありがとうございます。

そうしたら、3月ごろ、また見せていただければということで、健全な建設ということでよろしく願いをいたします。

次に、これも、先ほど言いましたけれども、児童の数と、武道館の話であります。

武道館のほうは、先ほど懇切丁寧に、なぜ必要で、何で広さが要る。これは、柔道の場合には聞きました。確かに柔道は1人5枚。5枚ということは、2平米だから10平米、だから400平米ほど畳が要ります。

そのときに、この保健体育の授業というのは、例えば1年間やっておるわけじゃないと思います、私は。大体秋、冬、何か月間だけ必修だと思います。これ、1年間あったら大変なことなんで、そのへんはどういうことになっているんですか、ちょっと、よろしく願います。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

小杉教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小杉嘉博君） 先ほど答弁でもお話しいたしました柔道の保健体育での必修ということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、冬の間約10時間の授業といたところで、1月中旬ぐらいまでの中で全学年男女とも行うといたところでございます。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大井光男君。

○5番（大井光男君） そうしたら、200、200で400の畳が要る。そこの柔道に関して、あと、授業で使わないとき、逆に言うと。必修は11月から今言われます3カ月ほど。そのへんというのは、どういう考え方をされていますか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

小杉教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小杉嘉博君） 先ほど幾つか根拠等をお話ししたところでございますが、何も柔道場が保健体育の授業だけというのではなく、日常的には、まず部活動で毎日のように使うという状況になります。その人数も先ほどお話ししたように、柔道、剣道とも多くの方々に利用されていると。当然中学生だけではなくて、一般の方々なりにもたくさん利用者がいるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大井光男君。

○5番（大井光男君） 今言われました部活動、中学の生徒40名使って、400畳要するという話は先ほど聞きました。部活は何人かということで調べますと、柔道部員は現在15名ほど毎日使っている。これは部活でありますのでこの半分。その面積が必要という、安全で必要なのは400平米、200枚はわかります。なおかつそこに、部活動がやりますよ。そのときは多少、半分でもいいスタイルで、15人ですからね。人間は少ないんですから。そんなことを私は思っております。

その中で、今度は逆に中学生が、人口の形で言います。今、中学生、8クラス、281名。生徒数はちょっと違いますけど。5年後、225名になります。10年後、193名、恐らく6クラスになると思います。そのときに、今の人口形態では、これから10年、15年、20年たったら、もっともっと少なくなる形態に動きます。

今、この子どもたちに、これだけの大きさの物が要するのかということ、そのちょっと説明はできますか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

永井教育長。

○教育長（永井孝之君） 確かに大井議員ご指摘のとおり、生徒の総数というのは減少傾向にあると。これを何とか食い止めるというのは、町の一つの使命にもなっているんだろうというふうに思います。

なかなか、先を見越したときに、増やすことは難しいなと考えたときに、減少傾向にあることは事実である。ただ、今、学校教育法で、1クラスの人数というのが、定数が40名。1年生だけ35人選択制というのはとっています。つまり、40人を下らない1学年がいる場合には、必ず40人が格技を行うという事実は、これは変わらないわけですね。1クラスごとに授業をしていますので、2クラスであった柔道が、1クラスになるということはありません。

あり得ますけど、1時間の中で、畳の上で動いている生徒数は約40名というふうに考えなきゃならない。それが多分継続することが当分の間はあるだろうなというふうに考えています。以上です。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大井光男君。

○5番（大井光男君） わかりました。

40名というのは、どれだけの数になってもやるんだよという今の点だったと思います。

じゃ、柔道のほうは、時間の関係もありますので、また委員会のほうで。例えば、今、永井教育長さんは剣道、私は剣道がなぜにゆえにそれと同じ大きさが要るのかなということも思っておりまして、これはもう時間、私のほうで言うておきますので、やります。

それと、当初、下がピロティーで上に畳、今のように大きさ、2面で、そして2階を剣道と柔道という経緯の中から最終的にはこういう案になったという理由が幾つか、その理由、簡単に教えてもらえますか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

小杉教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小杉嘉博君） 武道館の建設検討委員会の中におきまして、大井議員が今おっしゃるように、当初、1階をピロティー、2階を柔道、剣道といった話があったのは事実でございます。

ただ、検討委員会でも検討している中で、ほかの自治体の先進地の視察等も踏まえて、また使いやすさ等、スポーツによっては非常にピロティーでは高さがないといったことなり、柔道・剣道場がそのピロティーの大きさにも影響するといった理由等もありまして、検討の結果、建設検討委員会の中でも屋内グラウンドをつくってほしいという要望が出ました。あわせて、現在、朝日町体育協会からも屋内グラウンドを単独でつくってほしいという要望が出ているといったこともございまして、現在、基本設計を進めているところでございます。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大井光男君。

○5番（大井光男君） 時間の都合もございまして、また後の委員会のほうでさせていただきたいと思います。

それでは、農業のほうは、ひとつ坂口課長さん、本当に農業の若手は、この二、三年、「鉄は熱いうちに打て」ということで一生懸命今いろんなことでやっております。どうか支援の

ほうをよろしく願いして、また、これから特裁米を売るには大きな面積が要る。そういうときは、無農薬のときは、山から来る水を入れるというところは、何カ所しか朝日町にはありません。そういうところもまた相談したいということを知っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、婚活に行きます。

先ほどから、各市町村、どこもほとんど成果が上がっていないというのはよく聞いています。隣のほうも何か一生懸命やっておられます。だけど、全く成果が上がらないわけではないんですが、今のところ、上がっていない。当町においても同じであると。

この婚活事業、私のところにはピンチなんですよ。だけど、逆に言うと、富山県で何も上がっていないんだったら、チャンスなんですよ。チャンス。

ここを何とか、プロじゃなくて、イベント屋、いろんな方が日本国中におられます。もっとイベント屋とかいろんなところを聞いて、新しい手当、例えば地域で、団体でやる。プロと話をしながら、どうやって仕掛けをするか。そういう今までのありきたりのやり方でなくて、ちょっと頭をひねって、大変だと思いますけれども、これは人口減少の要因の本当に第一、私たちのまた使命だと思っておりまして、よろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わります。

【荒尾議員の質問へ移る】

.....

○議長（西岡良則君）　この際、暫時休憩をいたします。休憩時間は10分間とし、午後2時10分から再開いたします。

（午後 2時01分）

〔休憩中〕

（午後 2時11分）

.....

○議長（西岡良則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、荒尾勇二君。

〔2番 荒尾勇二君 登壇〕

○2番（荒尾勇二君） 2番、日本共産党の荒尾勇二です。

自治振興会の皆様には、2日間にわたり傍聴していただき、ありがとうございました。感謝を申し上げます。

ただいま議長から発言のお許しがありましたので、発言させていただきます。

その前に、今開かれている臨時国会の異常な状態について一言申し上げます。

今国会では、国民生活や日本のあり方に大きな影響を与える法案が幾つか提出されています。1つはTPP承認です。多国籍企業の利益を追求し、日本の農業、医療を初めとした国民生活を破壊し、日本の主権をも脅かしかねないものであります。2つ目は、世代間の不公平性の是正を口実に、マクロ経済スライド制を使って、物価が上がっても年金の上昇を低く抑え、実質減額となる年金カット法。そして、3つ目は、刑法では賭博は禁止されているのに、それを解禁するカジノ法案が今参議院で審議されております。ギャンブル依存症を初め、国民経済への悪影響が心配されております。

これらを不十分な審議とわずかな審議時間で強行採決しました。安倍首相は、我が党は結党以来、強行採決は考えたことはないと言い放って1カ月半の出来事であります。

国会で与党が3分の2を占めるとはいえ、国民の声を聞き、国民の代表者の質問にしっかりと答えるというのが民主政治のあり方ではないでしょうか。まして、首相の暴言まで出るようでは、民主政治とはとても言えません。首相を初め閣僚、与党の皆さんには、民主政治の原点に立ち戻り、政治家としての使命を果たしてもらうことを求めて質問に入ります。

質問の1、子育て支援の充実について。

その1、子どもの医療費助成に対する国庫負担金の減額措置について。

少子高齢化が同時に進行し、子育てと介護は社会保障の重要な課題となっています。各地方自治体では、少子化対策の一環として、子育て支援に力を入れています。多くの地方自治体では子どもの医療費軽減を実施していますが、自治体によってさまざまです。財政事情が厳しい中で各自治体は努力をしていますが、子どもの医療費を自治体独自で実施すると、それに対して、国民健康保険の国庫負担分を減額する、いわゆるペナルティーがあります。

これに対して、多くの国民は廃止するように求めています。国は国民の声に押されてペナルティーを見直す方向へと動いていますが、この見直し案は、1つに未就学児まで、2つ目

には未就学児までで一部負担金や所得制限を設けている場合に限るという2つの案であります。とても国民の願いに応じたものではないと言えます。

現在全ての自治体で就学前までの助成が行われており、中学生までが64.7%、高校生までが58.2%の自治体で実現しています。全国知事会でも、国庫負担金減額措置は直ちに廃止し、国の責任で子どもの医療にかかわる全国一律の制度を構築するように要求しています。

厚生労働省の見直し案は、多くの国民の願いに背を向け、地方自治体の努力にも反するものではないでしょうか。来年度の予算では、地方交付税が減額される方向が示されています。これから子どもの医療費軽減を進めようとする自治体では、実施にちゅうちょしたり、逆に一部負担にするところも出てくるのではないかと心配されます。

ペナルティーの制度は、少子化や子どもの貧困の解消に対する自治体の努力に逆行するものだと思いますが、高校生までの医療費無料化を実現した町長としてどのように考えておいででしょうか。

【答弁：住民・子ども課長】

その2、就学援助金の受給者数や支給金額の推移について。

家計の困難で学用品が買えない、塾に通えないなど、親の経済状態が子どもの学習権・教育権に影響を与え、子どもの将来に大きく影響するという貧困の連鎖、世代継承が大きな社会問題となっています。

義務教育は無償とされていますが、教科書のみです。経済的困難を抱える家庭に対して、教育にかかる負担を軽減し、子どもの学習権・教育権を保障するものとして就学援助制度があります。朝日町では受給者の数や支給金額はどのように推移していますか。

その3、就学援助金の支給時期について。

就学援助金は、全国的には学期末に支給されているのが普通です。その一方で、今日の景気動向や住民の家計状況を考えて、支給時期を早めている自治体もあります。

2月、3月は学用品をそろえたり、入学の準備のためにと、何かと費用がかかります。新入学の児童・生徒を持つ家庭で、入学準備費用のために、その他の生活用品を買い控えたり、切り詰めたりするということが心配されます。

こうしたことを避けるために、就学援助金の支給を2月、3月と早くするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【答弁：教育委員会事務局長】

.....

質問の2番目、学校でのいじめに対する対策について。

その1、いじめ予防やいじめがあった場合の体制について。

いじめにより不登校になったとか自殺をしたという報道をしばしば耳にします。最近の例では、福島原子力発電所の事故のため横浜市に自主避難した生徒が小学校でいじめを受けていたという報道がありました。この事件で重大なことは、警察の事情聴取の結果を聞いた両親が、学校と市教育委員会に報告し対処を求めていたにもかかわらず、学校も市教育委員会も重大事態とは捉えずにいたということです。教育機関や教育関係者の責任が厳しく問われなければなりません。

しかし、いじめは陰湿で、なかなか気づかれないことが多くあります。気づいたときには遅かったという場合もあるのではないかと思います。

小・中学校では、いじめ予防や実際にいじめがあった場合を想定して、どのような体制で臨んでいますか。

その2、カウンセリング講座の受講について。

いじめと不登校は結びついている場合もあるし、全く別の問題である場合もあります。これらの問題に対処するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが重要な役割を果たしていると思います。

しかし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、学校に常駐しているわけではありません。生徒の相談のほとんどは担任を中心とし行われ、その役割は大きいと思います。教員がカウンセリングについて理解し、その手法を身につけることは大切なことだと考えております。

県教育センターではカウンセリング講座を開講して、教員に対してカウンセラーの素養を身につけられるようにしていますが、小・中学校にはカウンセリング講座を受けた教員はどれほどいるのでしょうか。

その3、小・中学校の人権教育について。

格差と貧困が広がる中で、弱者に対する差別や攻撃が強くなっていることが心配されます。近い例で言えば、生活保護受給者に対するバッシング、相模原で起きた障害者施設での殺人事件の被疑者が障害者を蔑視する発言があります。また、ニートや浮浪者を怠け者扱いするような発言も多くあります。

人はいろいろな個性を持ち、さまざまな状況のもとで暮らしながら一つの社会をつくっているのだというこのことを理解することが求められています。小・中学校では、人権につ

いてどのように教えられていますか。

【答弁：教育長】

.....

質問の3番目、住民要望について。

その1、スズメバチの巣の除去処分にかかる費用の助成について。

スズメバチに刺される事故がよくあります。刺されて死亡に至る場合が、毒蛇や熊によるものよりも多いという統計もあります。業者に依頼して除去してもらおうと、3万円程度の高額の費用がかかります。費用が高額のために除去にちゅうちょする場合があるのではないかと心配しています。

高齢者に対して、スズメバチの巣の除去処分にかかる費用に助成すべきだと考えます。

【答弁：住民・子ども課長】

その2、老朽化した農業用水について。

ほ場整備が行われて50年近くになる地域があります。その間、農業政策が大きく変わり、集落営農や農業法人、中間管理機構への委託など、耕作のあり方も変わりました。また、耕作放棄地が増えていることも農業政策の変更の影響です。

農業のあり方が変わってきましたが、その間に農業用水の老朽化も進み、水漏れを起こして土地が乾かないとか、侵食されているという事態も起きています。

町として、農業用水路の状況がどのようになっているか把握していますか。

【答弁：農林水産課長】

以上であります。

.....

○議長（西岡良則君） ただいまの荒尾勇二君の質問に対する答弁を求めます。

最初に、件名1、子育て支援の充実についての要旨(1)及び件名3、住民要望についての要旨(1)を、清水住民・子ども課長。

〔住民・子ども課長 清水明夫君 登壇〕

○住民・子ども課長（清水明夫君） それでは、私のほうから、荒尾勇二議員の一般質問の中で2件についてお答えをさせていただきます。

まず、件名1、子育て支援の充実についての要旨(1)、子どもの医療費助成に対する国庫負担金の減額措置についてであります。

厚生労働省は、先月30日の社会保障審議会医療保険部会において、地方自治体が独自に実施する子どもの医療費助成事業に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の見直し案を示し、平成30年度からの実施に向けて、今後協議がなされるところであります。

見直し案の内容としては、対象年齢を未就学児までとした上で、1つは、国庫負担減額調整措置を無条件に廃止する。もう一つは、医療費助成に一部負担金や所得制限など何らかの制限措置を設けている場合に国庫負担減額調整措置を廃止するという2つの案が提示されたところであります。

一方、全国知事会では先月24日、全国市長会、全国町村会とともに、「社会保障の充実及び一億総活躍に向けた財源確保に関する緊急要請」を行い、その中には、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を直ちに廃止することが盛り込まれております。このほか、子どもの医療にかかわる全国一律の制度の構築も要請しており、これらにつきましては、先月16日に開催されました全国町村長大会での要望にも同様の内容が記載されているものであります。

全国的にこうした動きがある中で、富山県では市町村の幼児医療費助成に対する補助金について、現在、窓口での負担方法、所得制限、一部負担金の有無により2%から8%の減額措置を講じておりますが、この減額措置の廃止を検討していると伺っております。

先ほど申し上げましたとおり、国では、国民健康保険の国庫負担減額調整措置について、無条件廃止と限定的廃止の2つの案を検討しております。限定的に廃止するという案は、少子化対策に懸命に取り組んでいる市町村の努力に逆行するのではとの議員のご質問ですが、町といたしましては、無条件廃止を要望しております全国知事会や全国町村会と歩調を合わせてまいりたいと思っております。

【質問：件名1に戻る】

次に、件名3、住民要望について、要旨(1)、スズメバチの巣の除去処分にかかる費用の補助についてでございます。

蜂の巣駆除に関する問い合わせにつきましては、例年7月から11月にかけて10件程度寄せられております。問い合わせの内容といたしましては、蜂の巣を発見したという情報提供や駆除業者を教えてくださいといったものが大半でございます。

蜂の巣を発見したという情報提供があった場合には、現地確認を行った上で、家屋所有者等に対処要請を行っております。

また、駆除業者を教えてくださいといった問い合わせには、町内の業者をご案内しているところであり、駆除費用は、大きさや場所によっても変わってまいります。軒下にできたバレーボールぐらいの大きさの物で、約2万円と伺っております。

ご質問の、スズメバチの巣の除去処分にかかる費用の補助についてでございますが、これまで家屋所有者の管理責任のもとで駆除を行っていただいておりますことから、ご理解を賜りたいものでございますが、どうしても費用を捻出できないなど特別な事情がある場合には、適宜対処してまいりたいと考えております。

以上であります。

【質問：件名3に戻る】

.....

○議長（西岡良則君） 次に、件名1、子育て支援の充実についての要旨(2)、(3)を、小杉教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小杉嘉博君 登壇〕

○教育委員会事務局長（小杉嘉博君） それでは、件名1、子育て支援の充実についての要旨(2)、就学援助金の受給者数や支給金額の推移について、要旨(3)、就学援助金の支給時期についてお答えいたします。

就学援助費につきましては、学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定されております。朝日町におきましても、この規定に基づきまして、生活保護法による教育扶助を受ける者及びこれに準ずる程度に就学が困難であると認められる者に対して援助を行っております。

ご質問の朝日町における受給者の推移につきましては、過去5年間を見ますと、全児童・生徒数に対する就学援助費受給者の割合は全体のおおむね10%、受給者数につきましては約70人ということで、ほぼ横ばいになっている状況でございます。

支給金額は、国が定める要保護児童生徒援助費補助金における単価に準じており、主に制服や体操服等を購入する際の学用品費、遠足や宿泊学習といった校外活動費、給食費やPTA会費に対して支給をしているところであります。平成26年4月の消費税増税に伴う要保護児童生徒援助費単価の増額や給食費の集金額の変更等により、1人当たりの支給金額は、わずかではございますが、増えている状況でございます。

次に、就学援助金の支給を新年度開始前にするべきではないかのご質問であります。現在、朝日町では、各学期の最終月であります7月、12月、3月の年3回、各小・中学校から現金で保護者に援助費をお渡ししております。このように学期末に支給をしております理由につきましては、給食費や校外活動費といった実績に応じて支給金額が変動する費目があることや、保護者世帯の就労環境の変化等により家庭の所得状況が変わり、認定要件に変更が生じる場合があるからであります。

また、受給対象者の認定審査は、朝日町の財務課が発行しております当該年度の所得課税証明書を用いて世帯の所得状況を算定しており、その所得課税証明書につきましては6月1日以降の発行でありますので、認定審査につきましては6月以降に行っている状況にあります。

仮に前年度の3月に入学準備金といたしまして援助費を支給することにした場合、前年度

の課税所得による認定審査を行うことになり、中には、当該年度に本来援助を受けられる家庭が受けられなくなったり、本来は受けられない家庭が援助を受けるといったような現象が起こり得る可能性があるからであります。

以上の点から、就学援助費を年度開始前に支給することは難しいものと考えており、今後も就学援助費につきましては、年3回の学期末に支給をしてみたいと考えております。
以上でございます。

【質問：件名1に戻る】

.....

○議長（西岡良則君） 次に、件名2、学校でのいじめに対する対策についてを、永井教育長。

〔教育長 永井孝之君 登壇〕

○教育長（永井孝之君） それでは、一般質問、荒尾勇二議員の件名2、学校でのいじめに対する対策について、その要旨(1)、いじめ予防やいじめがあった場合の体制について、要旨(2)、カウンセリング講座の受講について、要旨(3)、小・中学校の人権教育についてお答えをいたします。

いじめとは、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもので、起こった場所は学校の内外を問わないとしており、いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとされております。

このいじめが発生する原因には諸説ありますが、仲間外れや集団内のいじめなど集団心理によるもの、容姿、学業、行動、自分の短所に関するストレス、他人を傷つけることにより心理的報酬を受けるという自己抑制の欠如、異文化や価値観の違いによる排斥など、さまざまな原因が考えられます。いずれにせよ、人間の心、あるいは人間の脳裏に潜む本性のマイナス面の一部が表出される行為であるとも言えます。

また、自分自身の自己有用感のなさや利己的に情緒的安定を図るため、自分より低い立場や弱い他人を作り出すことによって自分自身の安定を図ろうとする、自己本位で自己防衛的な行動であるとも言えます。

したがって、いじめの予防には、学校教育の全体を通して行われている道徳教育や人権教育、授業では達成感の得られるわかる授業の展開、生徒活動や部活動での充実感の伴う自主的な活動の促進などが重要になってきます。また、学校内での円満な人間関係や児童・生徒と教員との信頼関係の構築など、学校教育において通常なされている指導・活動の充実を図ることなど、人間として生きる充実感を味わうことのできる学校づくりによって心の安心を図っていくことが、いじめの発生を限りなくゼロに近づけることにつながると考えられます。

いじめが起きた場合の指導につきましては、先ほど清水議員の質問にもお答えいたしましたが、早期発見、早期指導が最も大切であると考えられます。その早期発見には、児童・生徒の表情や言動、友だち関係、成績の下降、生活リズムの乱れ、食欲の低下、児童・生徒に対する教師の観察力や小さいことを見逃さない感性、他教師や児童・生徒からの情報収集に加え、定期的ないじめ調査や悩み調査、日記指導から感じるさまざまな小さいことを、情

報を先生方で共有するということが極めて重要だと思われます。そのために、各学校では、職員室での子どもを中心にした会話、あるいは学校によっては、木曜日の放課後に必ず先生方が全員集まって子どもの情報交換をするという時間を設定している学校もあると聞いております。

次に、発覚したいじめに対する指導としては、そのいじめに関係する子どもたちの気質や人間関係の度合い、それから個人対個人であるか、個人と集団とのかかわりであるか、他学年にまたがるのか、学校内なのか学校外なのか、その発生状況や状態はまちまちであることから、その対処の仕方も指導もケース・バイ・ケースであると言えます。

これまでの事例からお話をしますと、問題の児童・生徒にかかわる担任たちはもちろんのこと、管理職、学年主任、部活動指導者、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどがチームを編成するということが考えられますが、また必要によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを加えて、丁寧に一人一人の子どもに対して、その状況を分析しながら指導方針を立てていくということが大切になってきます。

それらの状況で各学校は、個に応じて、その問題に応じて緻密に計画を立て、実施、解決に向けての指導を行っているものというふうに推測をしております。

次に、カウンセリング講座についてお答えをいたします。

かつて、議員指摘のとおり、富山県総合教育センターでは、カウンセリング講座初級コース・中級コース・上級コースの研修が行われていましたが、現在はカウンセリングに特化した研修は開催されておられません。

ただ、富山県総合教育センターでの研修、あるいは町教育センター主催の小中生徒指導研修会や小中高生徒指導連絡協議会、あるいは魚津地区教育センター協議会主催の生徒指導研修会や道徳研修会の中で、課題別の研修ではありますが、その中の一つとしてカウンセリングの習熟にも努めているところであります。

なお、これら研修会への参加教員数をお尋ねですが、町内では、延べ、今年度、88名となっております。

次に、人権教育についてお答えをいたします。

各小・中学校では、「人権教育」と銘打って人権について特化した指導時間を時間割内に設定するというはなされてははしません。しかし、人権尊重の精神を育成することにかかわる授業や指導は随所でなされております。

例えば、道徳の時間の指導では、内容項目、これはテーマと言ったほうがわかりやすいかもしれませんが、「命の尊重」「感謝と思いやり」「家族愛」「友情」「正義」「公正・公平」「個性の尊重」「よりよい社会の実現」などの主題を掲げて授業が行われておりますし、これらの道徳指導は同時に学校の教育活動全体を通して展開されるようになっております。つまり、他教科の授業の中で行われています、例えば他人の考えを大事にすることや違った意見を尊重する授業の進め方、あるいは給食、掃除の助け合う当番活動、人と人との円満な信頼関係の構築など、視点を広めれば学校教育の全てが人権教育の一端を担っているといっても過言ではないと考えます。

先週は、まさに人権週間でした。学校では、学校放送を使っての人権の啓発や人権作文の創作など、時宜を得た取り組みがなされているものと聞いております。人権教育は、年間を通して、全ての教育活動の中で実践されているものと認識をしているところであります。

以上です。

[【質問：件名2に戻る】](#)

.....

○議長（西岡良則君） 次に、件名3、住民要望についての要旨(2)を、坂口農林水産課長。

〔農林水産課長 坂口弘文君 登壇〕

○農林水産課長（坂口弘文君） 一般質問、荒尾勇二議員の件名3、住民要望についての要旨(2)、老朽化した農業用水についてお答えをいたします。

昭和40年代から進められたほ場整備事業により、不形成や小区画の農地の大部分が整備されるとともに、農業用水路においても素掘り水路からコンクリート製の水路へと更新が図られたことによりまして、稲作の生命線とも言える水の取り入れが容易となり、農作業の効率化が劇的に進んでおります。

近年では、舟川新や窪田地区において農地の大区画化が行われており、農業機械の大型化による労働時間の短縮や省力化、営農経費の節減が一段と進められ、こうした地区では農業用水路も順次新たな物へと更新されております。

農業用水路の維持管理は、これまでも地元町内の方々や農業関係者のご協力を得ながら、地域の資源として大切に受け継がれております。また、修繕が必要なときには、改修規模の大小に応じて、県や町単独事業による施設の補修から、用排水路に特化したストックマネジメント事業や維持管理適正化事業を実施し、さらには用水路の改良事業は、朝日町土地改良区や県などとも連携を図りながら取り組んできた経緯がございます。

用水路を含めた農業用施設の保全に努めるためには、農業関係者の協力が欠かせませんが、後継者が育つ前に離農され、管理の体制が引き継がれていない実態も町部周辺で見受けられるのも事実であります。

これらの一部の地域では、ほ場整備などの面的整備も検討されていることから、地権者の同意がまとまれば、再整備に向けた支援はもとより、管理体制の再構築にも努力してまいりたいと考えております。

以上です。

【質問：件名3に戻る】

.....

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾勇二君。

○2番（荒尾勇二君） それでは、まず、第1番目の子どもの医療費助成に対するペナルティの件について。

今ほどの答弁で、全国知事会、あるいは市町村会のほうで国のほうに要望しているという答えがありました。また、それに歩調を合わせてやっていきたいと。大変力強いことだと思いますが、ただ、もう一つ心配なのは、来年度の予算が、地方交付税が減らされるという方向で考えられていると。財政が非常に厳しい中でそういったことが行われると、これがまた影響する自治体も出てくるんじゃないかと。

その点で、町長、この子どもの医療費、高校生までやったことについて、これからもずっとやっていくという決意でありましょうか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

笹原町長。

○町長（笹原靖直君） 端的には続けていくつもりでありますし、こういった福祉予算というのは、一旦やると恒久的に構えていかないと、短期的なことではだめだろうというふうに思っていますので、非常に町内外から、この施策に取り組んだときも、知事を初め県の部長クラスも、そこまでやるのかという、ある意味での感じだというふうに思っております。

そういったことは、もともとは町オリジナルの施策として、財政は当然県や国からあればなおさら助かるわけではありますが、やはり町独自のオリジナルな施策として、今後も続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾勇二君。

○2番（荒尾勇二君） 子どもたちというのは、やはり社会の手で育てていくという観点が非常に大切かと思えます。大変ありがたい言葉であったと思っております。

続けて、2つ目ですけれども、就学援助金の件についてであります。これは一昨年来、国のほうでも減額措置をやめていこうということをおっしゃった経緯があります。そして、今年の、これは5月でしたか、国会のほうで日本共産党の田村智子参議院議員の委員会答弁でも、児童・生徒が必要とする時期に支給されるよう市町村に働きかけるという答弁をしております。このことについては、何か町のほうでは、県のほうに働きかけというのはあったもんでしょうか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

小杉教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小杉嘉博君） 特にそのようなことはございません。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾勇二君。

○2番（荒尾勇二君） この件についてですけれども、10月8日付の朝日新聞であります、文部科学省が来年度概算要求で入学準備金をほぼ、現在の額の倍額にするといったことを要求していると出ています。この概算要求どおりいけば、大変ありがたいことでもあります。

そういう意味では、やはり少なくとも、子どもたちが入学する、特に入学児を抱えた子どもたちの家庭に対して、入学の準備金だけでも早く支給できないかと考えるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

小杉教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小杉嘉博君） 今荒尾議員がおっしゃったのは、入学準備金ということで、全部の入学者の方にそういうような支援ができないかという意味かというふうに思うんですが、私のところは就学援助金という立場でお答えさせていただくと、町としても就学援助金の充実ということには取り組んでいかなければならないなというふうに思っておりますので、今、その対象者の拡大等も含めて、新年度予算で検討をしているところでございます。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾勇二君。

○2番（荒尾勇二君） それで、この就学援助金支給には、申請する際には書類、納税のことですとか、いろんな手続も必要なことはわかります。ただ、就学援助金については、例えば、支給の基準を前年度のものでやっている自治体もあります。それから、東京などでは、10の区や市で検討していくと。それから、最近の例で言いますと、長野県の松本市、中学生は前倒しでやっていくと。それから、軽井沢市では、来年度から新入学の小・中学生に2月に支給するというのを決めております。

全国的にこういった動きも出てきております。やはり朝日町でも考えていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

小杉教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小杉嘉博君） ほかの自治体ではそのような動きがあるという議員のご指摘でございますが、先ほど答弁でお答えいたしましたように、私のところにつきましては、毎年当該年度に、該当する方々に就学援助金を渡していくということを前提にこれまでもやってきておりますので、本来受けられる家庭のはずが受けられないといったことになるほうが非常に問題적であると思ひますし、該当者の方につきましては、年、学期ごとに3回に分けて配布をしているということで、継続していただかれるという方には、3月にも当然その当該年度の対象者としては渡しているという状況でございますので、町とすれば、これまでどおりの方針で、変わりなく支給をしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、支給の基準については、少し拡大ということを、先ほど申しましたように、検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾勇二君。

○2番（荒尾勇二君） 今ほどありました、前年度の基準でいけば、支給される中には入らないと。けども、今年度のでいけば、また変わってくるということもありました。

聞きたいんですけども、これ、年度途中で申請するということは可能なんでしょうか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

小杉教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小杉嘉博君） 条件に合致してくるということであれば、申請をしていただくということで対応したいというふうに思ひます。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾勇二君。

○2番（荒尾勇二君） それで、私はやはり入学の準備にかかる点については、ぜひ早めてもらいたいと思ひております。例えば、私たち議員は政務活動費というのを前払いでもらっております。そういったふうにして出してもらっている。生徒の学習活動のために使うお金であります。ぜひこれを考えていただきたいと思ひております。

これだけを申しまして、この点については終わらせていただきます。これだけにしておきます。

続きまして、いじめ対策の件であります。

私は、このいじめ対策で小・中学校の先生方、いろんな面で生徒を細かく観察し、そして

記録をとり、あるいは生徒とのやりとりをしながら指導に当たっておられる、大変努力しておられる、またそういったことで大変忙しい生活を送っておられることはわかります。同じ教職の場におった者として、大変先生方の努力というのは感じておるわけでありませう。

しかしながら、やはりいじめというのが起こります。そして、必ずそのときに起きるのが学校関係者、あるいは教育委員会ということで、また、正直に言いますと、大変気の毒だと思われるわけですが、学校は、これは何をやっておったんだという怒りというよりも。そういう意味では、大変先生方はつらい目に遭われていると思います。

そこで、今、いじめがわかった場合、あるいはいじめのために先生方は生徒に対していろんなことをやっておられることはわかりましたが、そのいじめがあった場合に、そのいじめを抱え込むとか、あるいはいじめのために大変悩むとかといったことで教職の場を去られる方も多いというふうに聞いております。

そこで、こういったいじめがあった場合に対して、教職員の皆さんに対してはどのような対応がされているのか、そこを聞きたいと思っております。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

永井教育長。

○教育長（永井孝之君） それは、私のほうから、ああしろ、こうしろという話ではないと思うんですが、学校のほうで校長、管理職等と話をしておりますと、やはり今議員ご指摘のとおり、一つのを一人で抱えないと。中学校の場合は教科担任制で、担任というもの、一人の子どもたちに対していろんな先生方がかかわっている、部活動もかかわっているんで、抱え込むということは、これは可能性としては少ない部分があります。ところが、小学校の場合は学級担任制ということがあって、やはり自分が担任した子どもたちは自分の子どもたちなんだという非常に責任感旺盛に担任をしておられますので、抱え込むということがあり得ることもあります。

ですが、今のところ、校長たちから話を聞いてみますと、先ほども話したように、毎週木曜日に子どもの情報交換をすとか、職員室で子どものことを話題にするとか、廊下で会った、自分の子どもじゃなくても、妙に感じたことについては担任の先生に話をすとかという、OJTとかと言ったりするんですけれども、そういう会話、情報交換を通して、なるべく一人で抱え込まないように、問題が発覚したときにはチームで対処するというようなことを小学校では非常に多く取り組んでおられるようでありまして、中学校を含めながら、そういう抱え込むということはあるかもしれませんが、可能性としては少なくなっているのかな

というふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾勇二君。

○2番（荒尾勇二君） 今おっしゃったとおりだと思います。

何分こういった集団で同じ仕事をしている人たちが意思の疎通もなく働いているといったことになると、これは大変なことになると思います。そういう意味では、教師集団をつくっていくということは大変重要なことだと思います。

さて、その次ですけど、カウンセリング講座についてです。

このカウンセリング講座、私が受けたときには、カウンセリングというのはようやく注目され出したところに行われていたものであります。そのころの頭で私、考えてみたもので、これほど普及しているといったことについては認識不足でありました。

しかしながら、こういったカウンセリングの素養について、たくさんの方がいろんなところで身につける機会もあるといった意味で、カウンセリングが普及しているということ、大変いいことだと思っております。ただし、これが実際に、じゃどう生かされていくかということは、また実践の問題になってきますので、大変なことだと思います。

そういう中で、生徒指導に役立てていく上で、さっき人権教育と言いましたけれども、その人権教育の中で、人権教育も、例えば人権のことだから社会科の先生だとか、あるいは道徳の時間にやれとかといった、そういった時間に限られるものではない、あるいは教科の先生に限られるものではないと思います。

そういう意味では、旧の教育基本法ですけれども、教育というのは、あらゆる機会にあらゆる場で行われる。これは単に学校教育だけではなくて、生涯教育ということも含まれているんだろうと思いますけれども、学校生活全体が教育の場なんだということで、やはり先生方にもこういった人権ということについてはしっかりと学んでいくところがあると思います。研修会などでは、こういったことについても、ちゃんと行われているものでしょうか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

永井教育長。

○教育長（永井孝之君） それでは、まずカウンセリングということなんですけれども、カウンセリングについては、確かに議員おっしゃるとおり、県の総合教育センターを中心にして、初級・中級・上級というふうにして段階を追いながら数年間にわたって先生方の技能を高め

ようという、そういう取り組みが行われていました。現在も、子どもたちと接するときにはカウンセリング的な考え方、受容的な考え方と一言で言えばなるのかもしれませんが、非常に大切だということについてはどの先生も自覚をしておられます。

人間というのは、自分が幾ら悩んでいても、聞く側がおれば話すことによって自分の中から回答を見出していくということを言われているので、人から、ああしろ、こうしろじゃなくて、自分で悩んだことをしゃべりながら、その中で自分で、やっぱりこうすべきなんだよねというふうに回答を見つけていくという手法は非常に重要だし、一斉授業をしていても、子どもたちの意見を受容的に受け入れるという教師の姿勢は、私は非常に重要だと思います。

ですから、カウンセリングの重要性は、おっしゃるとおり重要だというふうに思うんですが、現在の先生方の実態というのは、ある程度はカウンセリングというものの手法を徐々に身につけておられることは事実だと思いますし、最近起きている学校での生徒指導上の問題というのは、カウンセリングという手法に特化した問題、単発のものならあり得るかもしれませんが、広く見たときには、それだけでは対応できないような広範囲に、多種多様になってきているということで、いろんなコース別の研修をしていく必要があるということで、カウンセリングの初級・中級・上級というのは形とすればなくなって、一つのコースの中でそれを含めていくという形式になったんだと私は思っています。

ただ、次に、先生方が学んでいくとおっしゃいましたけれども、今議員がおっしゃったとおり、私は先生たちとしゃべるときにもよく話をするんですけど、教員というのはある程度、大学で資格を取って、子どもたちの前に出たら、知的にも考える力も全て上なんですね。ですから、子どもと対応したときに、いろんなことを教えてやれる。3足す5は8ですよ。3掛ける5は15ですよ。算数で言うたら、教えられます。

それは、教えられるのは、今、子どもと大人との状況が格段に違うから教えられるのであって、ただ問題なのは、この子どもたちが成人したときに、どういうふうに考えられるかということや、いかに伝えられるかということが教育の中の一番重要なポイントなんです。

そういうときに、じゃ、何を子どもたちに伝えればいいのかというと、議員がおっしゃったとおり、私も向上心を持って伸びているんだよ。教員としての研修もしているんだよ。その向上心を教員が持つことによって、子どもたちに今の段階で、君は今よりも一歩前に進むようという指導をすることが一番大事だというふうに思います。

子どもであろうと先生であろうと、対人間であることは同じなので、議員がおっしゃったように、人権教育というものについて、教員として学ぶ、研修するというのも非常に重要

ですし、先ほど人権教育は道徳などを通じて学校教育の全てで行われているというふうに言いましたけれども、それをやっぱり教員も、自分の向上を目指しながら日々の学校教育の中で子どもと一緒に学んでいくという、その姿勢がないと人権教育は根元から崩れるのではないかなというふうに思っていて、それを各学校ではやっていただいているものと私は思っています。

以上です。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾勇二君。

○2番（荒尾勇二君） 大変いい話を聞かせていただきました。

ただ、心配なのは、今度道徳が教科化されていくと。そうすると、これが、学習指導要領はそうになっていっていますけれども、どういうふうになっていくのかを一番心配しているところで、特定の価値観とかそういうものを教える場にならないかということは大変心配しております。そういったことにも十分配慮しながら、またしっかりと取り組んでいてもらいたいと思っております。

続きまして、スズメバチの件であります。先ほど、スズメバチの駆除をしてくれる人を紹介したりするということがありました。ただ、やはり老人の方がこういったものについて処理しようとする大変また出費も多いわけです。

そこでちょっとお聞きしたいんですけれども、例えば空き家のところに巣がある。そうすると、これは、連絡した場合に、誰がどのようにして、その費用はどう支払われるのかお聞かせください。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

清水住民・子ども課長。

○住民・子ども課長（清水明夫君） 空き家につきましては、まず先に所有者の方を特定するというところから始まります。遠方においでになった場合については、除去していただく費用は負担していただくとか、そういうようなことを取りつけまして、当然スズメバチに関しては、先ほどおっしゃったように、命にもかかわるような事態にも至るかもしれないと。特に子どもたちが通る通学路とか、そういうようなところありますと、やはり何とかしなくちゃいけないということでありまして、基本はそちらの所有者の方とやりとりをして、時間が間に合わなければこちらのほうで撤去して、請求を所有者の方にするという形でいきたいと思っております。

ただ、所有者不明というような形になった場合なんですけれども、これについては町内会の方とご相談させていただきたくないなというふうに思います。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾勇二君。

○2番（荒尾勇二君） 先ほどの答弁の中で、費用に関しては、また相談に応じるという言葉もありました。また、そのあたり、大変、お年寄りというのはやっぱり年金だけで暮らしている人もおるでしょうから、そういった面、支払い方法、いろんなことにまた対処していただきたいと思います。

続きまして、農業用水の件でありますけれども、あちこちで農業用水の水漏れということが言われております。それで、私も相談を受けるんですけれども、改修となるとやっぱり地元負担が出てくる。これは当たり前のことなんです。けれども、例えば、さっき言いましたように、耕作形態がいろいろと変わってくる中で、土地に対する執着心といいますか、意識といいますか、そういうのは薄れてきていて、そのうち誰の物だとか、そういった話も出てきたりする。

それから、もう一つ問題なのは、他地域から移り住んできて、その地域の農業用水がどうなっているのかといったことを全く知らない人も聞きます。だから、一体その農業用水の水がどこから来ているのかといったこともわからない人たちも出てきております。

そういったときに、維持管理というのも大変困難を極める事態も出てきているわけです。そういったのは、これからもっともっと対処していかなきゃならないことだと思うんですけれども、町はこういったことについて、何か考えておいででしょうか。

○議長（西岡良則君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

坂口農林水産課長。

○農林水産課長（坂口弘文君） ケースもたくさんありますが、最初のご質問にありました、ほ場整備してから50年後の農業用水が傷んでいるというような地区でありますと、国のほう、県のほうもそういう維持管理に対しては心配をしております。十数年前から多面的機能支払交付金制度というのがございまして、国が50%、県と町が25%ずつを負担しますので、地元負担はありません。こういう制度で、維持管理への財政支援をしている制度がございまして、

町内におきますと、34地区でやっております。ただ、100%にはなっていない。恐らく、今ご質問がありました地区については、この事業を使っておられないのではないかなというふうに思っております。

この制度では、維持管理だけではなく小規模な補修もできますし、長寿命化という事業にも着手しますと水路を新しく作り直すこともできますので。そういう制度については、もう既に十数年前からあります。さらに、中山間地、もっと条件の不利なところになりますと、約4倍の交付金をいただくこともできますので、そういう制度を活用していただきながら、その周辺の方々がみんなで協力してやっているというのが大部分でございます。面積的に言いますと、8割ぐらいの方々がそれを使っておられますので、今ご質問のありましたところは、恐らくその制度を使っておられないところがそういうことになっていると思います。

周りの方々といろいろとご相談いただきながら、過去の歴史でありますとか、そういうものも先輩方にもお聞きいただきながら、維持管理については今後ともやっていただければなというふうに考えております。

○議長（西岡良則君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾勇二君。

○2番（荒尾勇二君） そういった制度を利用しながら改修に取り組んでいるといった集落のことも、話は聞いております。

ただ、やっぱり、ちょっとした傷みを見つけると、町からちょこちょこって来て、ここにコンクリートでも詰めておけばできるがでないがかという、そういった考えでおられる方もおりますので、こういった制度をやはりもっともっと知らせていく必要があるかと思います。また、そういった周知もしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（西岡良則君） 以上で一般質問を終了いたします。

◇議案の委員会付託

○議長（西岡良則君） お諮りいたします。

上程されております議案第67号 平成28年度朝日町一般会計補正予算（第8号）から議案第78号 地方自治法第179条による専決処分の件 専決第11号 平成28年度朝日町一般会計補正予算（第7号）までの12議案は、これを朝日町議会会議規則第38条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡良則君） ご異議なしと認めます。

よって、上程されております議案第67号から議案第78号までの12議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

◇次会の日程

○議長（西岡良則君） 次に、次会の日程を申し上げます。

明日14日は総務産業委員会を、15日は民生教育委員会を開催し、16日は再び総務産業委員会、民生教育委員会の両委員会を開催いたします。また、17日、18日は休会、19日は議案調査日とし、20日は本会議を再開して、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

◇散会の宣告

○議長（西岡良則君） 本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時13分）